

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成26年7月31日
- 【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯村 尚賢
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ - MUGCトラスト -
dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン
(Kokusai - MUGC Trust -
Performance of dbX-Winton Linked Open)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
- 円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：
5,000億円を上限とする。
- 円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：
5,000億円を上限とする。
- 米ドル建クラス 成長型受益証券：
50億アメリカ合衆国ドル（約5,097億円）を上限とする。
- 米ドル建クラス 分配型受益証券：
50億アメリカ合衆国ドル（約5,097億円）を上限とする。
- 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：
50億オーストラリア・ドル（約4,570億円）を上限とする。
- 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：
50億オーストラリア・ドル（約4,570億円）を上限とする。
- (注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成26年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=101.94円および1豪ドル=91.40円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年4月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産 投資有価証券の主要銘柄 投資不動産物件 その他投資資産の主要なもの		投資有価証券の主要銘柄 投資不動産物件 その他投資資産の主要なもの	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	更新	
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	2 事業の内容及び営業の概況		(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

コクサイ - MUGCトラスト - dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン (Kokusai - MUGC Trust - Performance of dbX-Winton Linked Open) (以下、「サブ・ファンド」といい、コクサイ - MUGCトラスト (Kokusai - MUGC Trust) を「ファンド」という。) の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(平成26年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
信託債券	ルクセンブルグ	135,253,922.40	97.58
現金・その他の資産(負債控除後)		3,357,891.38	2.42
合計 (純資産総額)		138,611,813.78 (約14,091百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) サブ・ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格は取引日(評価日)に計算される。したがって、「1ファンドの運用状況」における数値は、別段の記載がない限り、取引日(評価日)ベースの数値である。

(注3) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=101.66円および1豪ドル=94.73円による。以下同じ。

(注4) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、円建受益証券は円建、米ドル建受益証券は米ドル建、豪ドル建受益証券は豪ドル建であるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円、米ドルまたは豪ドルをもって行う。

(注5) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資有価証券の主要銘柄

(平成26年5月末日現在)

	銘柄名	発行地	種類	利率 (%)	満期日	額面金額 (米ドル)	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	平成33年満期米ドル建デ ルタ1指数連動信託債券	ルクセン ブルグ	信託 債券	0.00	平成33年10月5日	127,200,000.00	127,445,681.73	135,253,922.40	97.58%

投資不動産物件

該当事項なし(平成26年5月末日現在)。

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成26年5月末日現在)。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成26年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<円建 円ヘッジクラス 成長型>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
平成25年6月末日	6,240,425,855	9,338
7月末日	5,935,472,003	9,327
8月末日	5,583,539,575	9,025
9月末日	5,514,404,585	9,366
10月末日	5,382,010,439	9,558
11月末日	5,114,649,598	9,710
12月末日	4,911,362,500	9,728
平成26年1月末日	4,672,564,961	9,628
2月末日	4,596,251,829	9,684
3月末日	4,395,020,467	9,595
4月末日	4,289,689,250	9,808
5月末日	4,250,001,183	9,972

<参考情報>

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成26年5月末日：取引日（評価日）ベース）



(注) 上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

<円建 円ヘッジクラス 分配型>

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
平成25年6月末日	2,852,136,770	9,173
7月末日	2,607,901,517	9,162
8月末日	2,360,613,001	8,866
9月末日	2,272,073,590	9,200
10月末日	2,195,771,671	9,387
11月末日	2,107,114,096	9,535
12月末日	1,974,958,939	9,553
平成26年1月末日	1,897,156,208	9,455
2月末日	1,854,944,584	9,509
3月末日	1,797,985,746	9,420
4月末日	1,771,173,153	9,629
5月末日	1,701,543,450	9,790

<参考情報>

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成26年5月末日：取引日（評価日）ベース）



（注）課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。なお、初回の分配は、平成24年2月7日に宣言されたため、平成24年2月7日現在までの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、1口当たり純資産価格と同一である。以下同じ。

<米ドル建クラス 成長型>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成25年6月末日	81,057,421.20	8,240,297,439	96.22	9,782
7月末日	77,609,414.88	7,889,773,117	96.18	9,778
8月末日	72,713,906.61	7,392,095,746	93.04	9,458
9月末日	70,682,836.32	7,185,617,140	96.68	9,828
10月末日	69,661,097.04	7,081,747,125	98.76	10,040
11月末日	65,424,738.41	6,651,078,907	100.37	10,204
12月末日	58,271,279.07	5,923,858,230	100.55	10,222
平成26年1月末日	56,997,346.49	5,794,350,244	99.54	10,119
2月末日	55,117,630.11	5,603,258,277	100.15	10,181
3月末日	51,988,537.90	5,285,154,763	99.29	10,094
4月末日	50,803,010.35	5,164,634,032	101.61	10,330
5月末日	50,272,507.21	5,110,703,083	103.31	10,502

<参考情報>

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成26年5月末日：取引日（評価日）ベース）

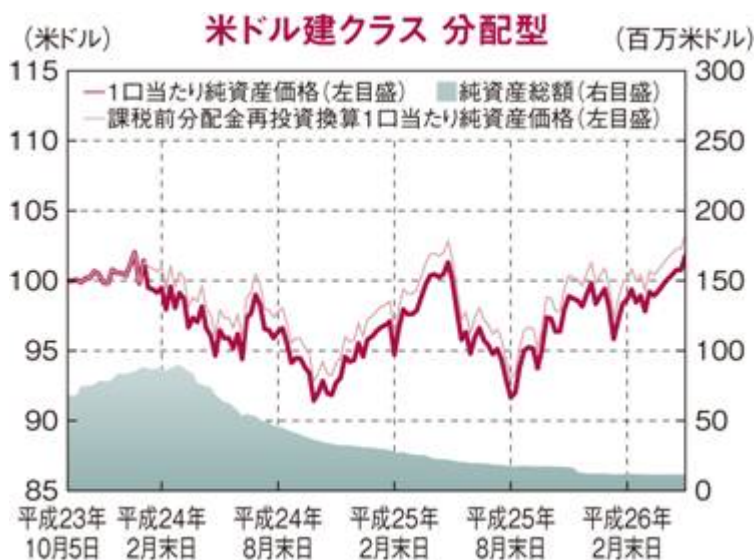


<米ドル建クラス 分配型>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成25年6月末日	19,567,844.04	1,989,267,025	94.79	9,636
7月末日	18,504,685.79	1,881,186,357	94.76	9,633
8月末日	17,527,946.46	1,781,891,037	91.66	9,318
9月末日	17,559,981.67	1,785,147,737	95.24	9,682
10月末日	17,375,225.56	1,766,365,430	97.29	9,891
11月末日	16,521,517.16	1,679,577,434	98.88	10,052
12月末日	12,232,301.77	1,243,535,798	99.06	10,070
平成26年1月末日	11,999,641.83	1,219,883,588	98.07	9,970
2月末日	11,715,209.00	1,190,968,147	98.66	10,030
3月末日	11,478,796.51	1,166,934,453	97.82	9,944
4月末日	11,560,183.93	1,175,208,298	100.10	10,176
5月末日	11,363,388.82	1,155,202,107	101.78	10,347

<参考情報>

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成26年5月末日：取引日（評価日）ベース）



< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型 >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成25年6月末日	26,773,936.64	2,536,295,018	101.14	9,581
7月末日	25,484,442.30	2,414,141,219	101.25	9,591
8月末日	23,166,776.66	2,194,588,753	98.09	9,292
9月末日	23,140,232.90	2,192,074,263	101.98	9,661
10月末日	22,828,079.36	2,162,503,958	104.30	9,880
11月末日	20,603,291.24	1,951,749,779	106.14	10,055
12月末日	19,353,145.29	1,833,323,453	106.53	10,092
平成26年1月末日	18,765,010.37	1,777,609,432	105.64	10,007
2月末日	18,212,286.63	1,725,249,912	106.52	10,091
3月末日	17,389,210.38	1,647,279,899	105.78	10,021
4月末日	17,355,870.89	1,644,121,649	108.43	10,272
5月末日	17,133,575.15	1,623,063,574	110.45	10,463

< 参考情報 >

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成26年5月末日：取引日（評価日）ベース）



< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型 >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成25年6月末日	5,485,508.95	519,642,263	98.63	9,343
7月末日	4,083,059.24	386,788,202	98.82	9,361
8月末日	3,437,507.93	325,635,126	95.73	9,069
9月末日	3,365,544.51	318,818,031	99.53	9,428
10月末日	3,318,913.83	314,400,707	101.83	9,646
11月末日	3,367,922.54	319,043,302	103.65	9,819
12月末日	3,340,308.59	316,427,433	104.05	9,857
平成26年1月末日	3,275,884.45	310,324,534	103.16	9,772
2月末日	3,171,415.87	300,428,225	100.99	9,567
3月末日	3,073,846.36	291,185,466	100.28	9,500
4月末日	3,056,936.12	289,583,559	102.77	9,735
5月末日	3,055,098.97	289,409,525	104.68	9,916

< 参考情報 >

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移（平成23年10月5日～平成26年5月末日：取引日（評価日）ベース）



分配の推移

平成26年5月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

<円建 円ヘッジクラス 成長型>

該当事項なし。

<円建 円ヘッジクラス 分配型>

	円
平成25年8月	0
平成26年2月	0

(注1) 初回の分配は平成24年2月7日に行われた。それ以前の分配の実績はない。以下同じ。

(注2) 分配金額は、受益証券1口当たりの課税前の金額である。以下同じ。

<参考情報>

円建 円ヘッジクラス 分配型

(単位:円、1口当たり、課税前)

第1会計年度 (平成23年10月5日～平成24年10月末日)	100
第2会計年度 (平成24年11月1日～平成25年10月末日)	0
平成24年2月	100
平成24年8月	0
平成25年2月	0
平成25年8月	0
平成26年2月	0
直近1年間累計	0
設定来累計	100

(注1) 設定来累計とは、運用開始日である平成23年10月5日から平成26年5月末日までの期間における分配金の累計額である。以下同じ。

(注2) 上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

<米ドル建クラス 成長型>

該当事項なし。

<米ドル建クラス 分配型>

	米ドル	円
平成25年8月	0	0
平成26年2月	0	0

< 参考情報 >

米ドル建クラス 分配型

(単位:米ドル、1口当たり、課税前)

第1会計年度 (平成23年10月5日～平成24年10月末日)	1.50
第2会計年度 (平成24年11月1日～平成25年10月末日)	0
平成24年2月	1.50
平成24年8月	0
平成25年2月	0
平成25年8月	0
平成26年2月	0
直近1年間累計	0
設定来累計	1.50

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型 >

該当事項なし。

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型 >

	豪ドル	円
平成25年 8 月	0	0
平成26年 2 月	3.00	284

< 参考情報 >

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型

(単位:豪ドル、1口当たり、課税前)

第1会計年度 (平成23年10月5日～平成24年10月末日)	2.50
第2会計年度 (平成24年11月1日～平成25年10月末日)	0
平成24年2月	2.50
平成24年8月	0
平成25年2月	0
平成25年8月	0
平成26年2月	3.00
直近1年間累計	3.00
設定来累計	5.50

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<円建 円ヘッジクラス 成長型>

	収益率(注)
平成25年6月1日 - 平成26年5月末日	1.49%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

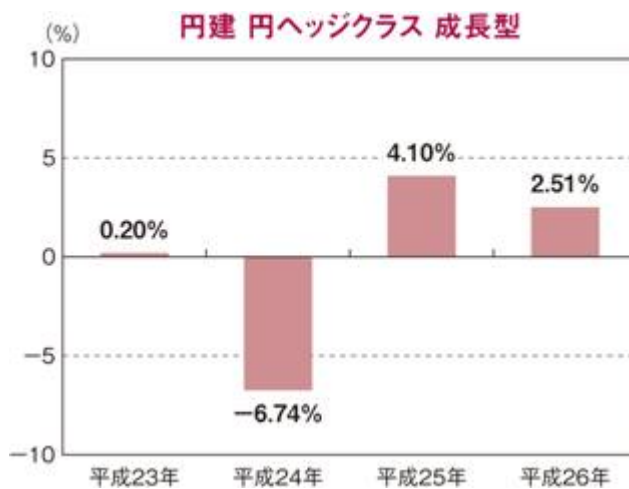
a = 平成26年5月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成25年5月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

以下同じ。

<参考情報>

年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(取引日(評価日)ベース)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(取引日(評価日)

ベース/ただし、平成23年については当初発行価格(円建受益証券10,000円、米ドル建受益証券100米ドル、豪ドル建受益証券100豪ドル)

以下同じ。

(注2) 平成23年は10月5日(運用開始日)から12月末日までの収益率である。平成26年は1月1日から同年5月末日までの収益率である。以下同じ。

(注3) サブ・ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

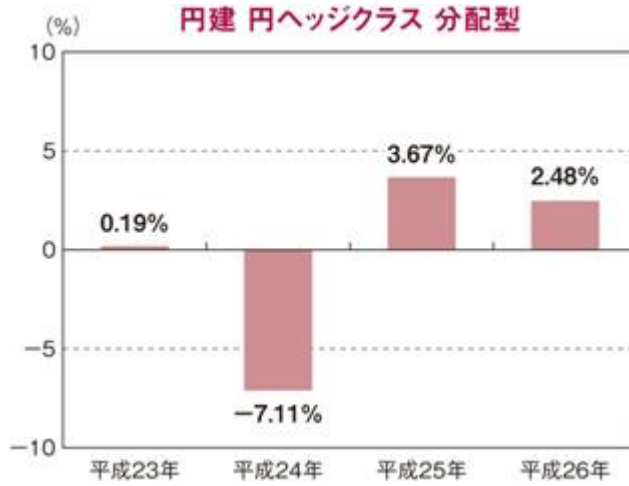
(注4) 上記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。以下同じ。

< 円建 円ヘッジクラス 分配型 >

	収益率
平成25年6月1日 - 平成26年5月末日	1.42%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



< 米ドル建クラス 成長型 >

	収益率
平成25年6月1日 - 平成26年5月末日	1.79%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

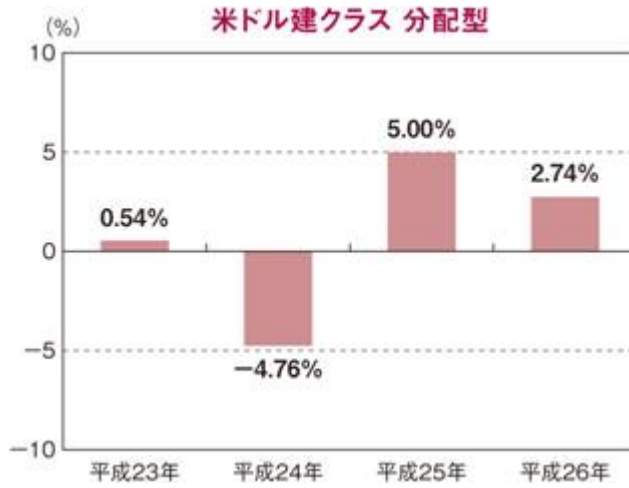


<米ドル建クラス 分配型>

	収益率
平成25年6月1日 - 平成26年5月末日	1.80%

<参考情報>

年間収益率の推移

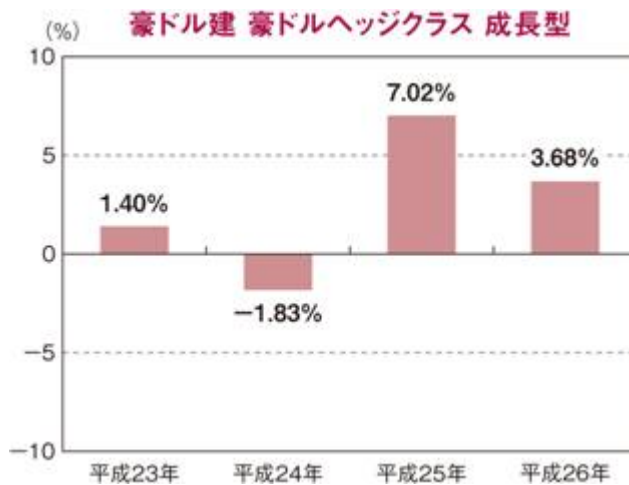


<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型>

	収益率
平成25年6月1日 - 平成26年5月末日	3.63%

<参考情報>

年間収益率の推移

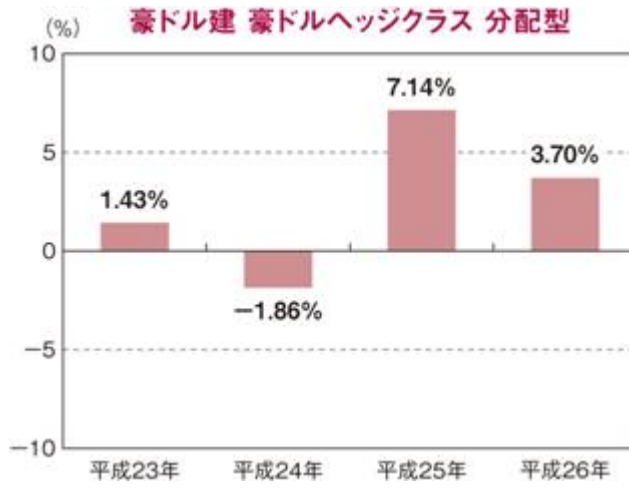


< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型 >

	収益率
平成25年6月1日 - 平成26年5月末日	3.59%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



2 販売及び買戻しの実績

平成26年5月末日前1年間における販売および買戻しの実績、ならびに平成26年5月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<円建 円ヘッジクラス 成長型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
100 (100)	290,873 (290,873)	426,197 (426,197)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<円建 円ヘッジクラス 分配型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
100 (100)	157,128 (157,128)	173,805 (173,805)

<米ドル建クラス 成長型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
40,005 (40,005)	435,661 (435,661)	486,631 (486,631)

<米ドル建クラス 分配型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,580 (1,580)	104,889 (104,889)	111,652 (111,652)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
1,400 (1,400)	125,978 (125,978)	155,130 (155,130)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 0	50,991 (50,991)	29,184 (29,184)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成26年5月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.66円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 資産及び負債の状況

貸借対照表

コクサイ - MUGCトラスト - dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

2014年4月30日現在

	米ドル	千円
資産		
現金	2,637,540.08	268,132
銀行預金 - 基準通貨	2,628,335.07	267,197
銀行預金 - 外貨	9,205.01	936
有価証券(取得原価)	132,425,281.08	13,462,354
債券(取得原価)	132,425,281.08	13,462,354
未実現評価損益	5,558,064.75	565,033
未実現時価評価損益	5,562,496.19	565,483
未実現為替評価損益	(1,600.62)	(163)
未実現為替評価損益(未決済)	(2,830.82)	(288)
未収収益	0.01	0
未収預金利息	0.01	0
投資売却未収金	1,008,954.88	102,570
投資売却未収金	1,008,954.88	102,570
その他の未収金	55,666.66	5,659
トータル・リターン・スワップに係る未収金	55,666.66	5,659
資本証券	0.05	0
受益証券販売未収金	0.05	0
前払費用	151,296.98	15,381
設立費用	151,296.98	15,381
資産合計:	141,836,804.49	14,419,130
負債		
資本証券	995,487.83	101,201
受益証券買戻未払金	995,487.83	101,201
未払費用	231,671.76	23,552
管理事務代行報酬	9,377.95	953
未払監査費用	16,138.44	1,641
未払報告書作成費用	2,687.11	273
未払投資顧問報酬	138,936.13	14,124
未払受託報酬	1,230.91	125
未払管理報酬	4,688.94	477
未払代行協会員報酬	11,722.46	1,192
未払販売報酬	46,889.82	4,767
負債合計:	1,227,159.59	124,753

2014年4月30日現在

	米ドル	千円
資本		
ファンド受益証券	218,030,579.36	22,164,989
発行済ファンド受益証券(額面価額)	70,534,065.31	7,170,493
円建 円ヘッジクラス 成長型	3,032,086.94	308,242
円建 円ヘッジクラス 分配型	(17,210,320.39)	(1,749,601)
米ドル建クラス 成長型	49,999,800.00	5,082,980
米ドル建クラス 分配型	11,548,700.00	1,174,041
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	18,133,225.45	1,843,424
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	5,030,573.31	511,408
受益証券額面超過額	147,496,514.05	14,994,496
円建 円ヘッジクラス 成長型	85,479,155.13	8,689,811
円建 円ヘッジクラス 分配型	65,969,569.84	6,706,466
米ドル建クラス 成長型	3,439,346.09	349,644
米ドル建クラス 分配型	3,014,662.09	306,471
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	(6,130,058.27)	(623,182)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	(4,276,160.83)	(434,715)
分配金支払額	(5,511,745.82)	(560,324)
分配金支払額	(5,511,745.82)	(560,324)
円建 円ヘッジクラス 分配型	(2,412,514.31)	(245,256)
米ドル建クラス 分配型	(1,313,008.50)	(133,480)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	(1,786,223.01)	(181,587)
利益剰余金	(72,734,327.20)	(7,394,172)
利益剰余金	(72,734,327.20)	(7,394,172)
円建 円ヘッジクラス 成長型	(73,276,121.69)	(7,449,251)
円建 円ヘッジクラス 分配型	(47,779,594.44)	(4,857,274)
米ドル建クラス 成長型	(14,453,993.04)	(1,469,393)
米ドル建クラス 分配型	(5,944,595.14)	(604,328)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	7,435,067.29	755,849
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	7,214,556.85	733,432
当期純利益	825,138.56	83,884
資本合計:	140,609,644.90	14,294,377
負債および資本合計	141,836,804.49	14,419,130
純資産額合計	140,609,644.90	14,294,377
発行済受益証券総数	1,426,617.00000 口	
受益証券1口当たり純資産額合計	98.56	10,020円

損益計算書

コクサイ - MUGC トラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

2013年11月1日から
2014年4月30日までの期間

	米ドル	千円
収益		
実現損益	1,064,311.07	108,198
為替取引に係る実現利益	5,858.54	596
円建 円ヘッジクラス 成長型	2,642.55	269
円建 円ヘッジクラス 分配型	2,642.55	269
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	141.97	14
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	141.97	14
為替取引に係る実現損失	(10,518.56)	(1,069)
円建 円ヘッジクラス 成長型	(3,404.91)	(346)
円建 円ヘッジクラス 分配型	(3,367.71)	(342)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	(1,786.22)	(182)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	(1,629.41)	(166)
市場に係る実現利益	974,986.81	99,117
市場に係る実現損失	(18,767.90)	(1,908)
為替に係る実現利益	191,596.63	19,478
円建 円ヘッジクラス 成長型	75,512.18	7,677
円建 円ヘッジクラス 分配型	34,895.67	3,547
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	80,336.89	8,167
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	838.93	85
為替に係る実現損失	(78,844.45)	(8,015)
円建 円ヘッジクラス 成長型	(43,041.47)	(4,376)
円建 円ヘッジクラス 分配型	(13,961.34)	(1,419)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	(17,806.50)	(1,810)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	(1,549.36)	(158)
利息収益	(3,734,063.19)	(379,605)
現金に係る利息収益	71.90	7
スワップに係る利息収益	(3,734,135.09)	(379,612)
円建 円ヘッジクラス 成長型	(2,279,156.11)	(231,699)
円建 円ヘッジクラス 分配型	(934,524.37)	(95,004)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	(468,693.70)	(47,647)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	(51,760.91)	(5,262)
未実現評価損益	4,281,885.55	435,296
未実現時価評価損益	4,286,612.17	435,777
円建 円ヘッジクラス 成長型	(37,231.43)	(3,785)
円建 円ヘッジクラス 分配型	(15,372.66)	(1,563)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	62,394.00	6,343
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	9,154.00	931
未実現為替評価損益	(1,586.03)	(161)
円建 円ヘッジクラス 成長型	(21.23)	(2)
円建 円ヘッジクラス 分配型	20.42	2
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	(196.67)	(20)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型	192.17	20
未実現為替評価損益(未決済)	(3,140.59)	(319)
円建 円ヘッジクラス 成長型	(1,890.52)	(192)
円建 円ヘッジクラス 分配型	(1,235.57)	(126)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型	(14.50)	(1)
収益合計:	1,612,133.43	163,889

2013年11月1日から
2014年4月30日までの期間

	米ドル	千円
費用		
費用 - 報酬	786,994.87	80,006
管理事務代行報酬	61,939.48	6,297
監査費用	12,022.52	1,222
報告書作成費用	818.21	83
弁護士報酬	3,508.28	357
投資顧問報酬	218,072.09	22,169
受託報酬	7,788.26	792
設立費用償却	38,815.95	3,946
印刷費用	21,034.30	2,138
立替費用	327.89	33
管理報酬	30,969.69	3,148
代行協会員報酬	77,424.48	7,871
販売報酬	309,698.29	31,484
副保管報酬	4,247.86	432
ケイマン諸島年次手数料	327.57	33
費用合計：	786,994.87	80,006
投資純利益	825,138.56	83,884

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブユニッ ト・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 /換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	市場 (米ドル)	未実現損益	
										通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
社債											
信託債券											
132,170,000.00000	DB LUX-FID NOTE 2021 DELTA 1 INDEX LINKED BLUX0244 XS0651938176	10/5/2011		132,425,281.08	132,425,281.08	10,446.160000000 ^M 1.000000000	138,066,896.72	138,066,896.72	5,641,615.64	0.00	5,641,615.64
132,170,000.00000	信託債券小計			132,425,281.08	132,425,281.08		138,066,896.72	138,066,896.72	5,641,615.64	0.00	5,641,615.64
132,170,000.00000	社債合計			132,425,281.08	132,425,281.08		138,066,896.72	138,066,896.72	5,641,615.64	0.00	5,641,615.64
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
798.40000	AUSTRALIAN DOLLAR AUD Local Currency: AUD	7/24/2013		798.40	734.97	1.000000000 ^S 0.926550000	798.40	739.76	0.00	4.79	4.79
812.50000		8/8/2013		812.50	730.32	1.000000000 ^S 0.926550000	812.50	752.82	0.00	22.50	22.50
13.40000		9/30/2013		13.40	12.53	1.000000000 ^S 0.926550000	13.40	12.42	0.00	-0.11	-0.11
1,400.88000		9/26/2013		1,400.88	1,312.27	1.000000000 ^S 0.926550000	1,400.88	1,297.99	0.00	-14.28	-14.28
1,538.10000		9/26/2013		1,538.10	1,440.82	1.000000000 ^S 0.926550000	1,538.10	1,425.13	0.00	-15.69	-15.69
916.35000		7/24/2013		916.35	843.55	1.000000000 ^S 0.926550000	916.35	849.04	0.00	5.49	5.49

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブユニット・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
38.25000		2/28/2014		38.25	34.23	1.000000000 ^S 0.926550000	38.25	35.44	0.00	1.21	1.21
	AUD										
	Local Currency: AUD										
27,000.00000		11/8/2013		27,000.00	25,516.35	1.000000000 ^S 0.926550000	27,000.00	25,016.85	0.00	-499.50	-499.50
116,000.00000		11/20/2013		116,000.00	109,254.60	1.000000000 ^S 0.926550000	116,000.00	107,479.80	0.00	-1,774.80	-1,774.80
61,087.50000		10/30/2013		61,087.50	58,011.74	1.000000000 ^S 0.926550000	61,087.50	56,600.62	0.00	-1,411.12	-1,411.12
200,000.00000		11/14/2013		200,000.00	185,960.00	1.000000000 ^S 0.926550000	200,000.00	185,310.00	0.00	-650.00	-650.00
990.25000		8/22/2013		990.25	893.16	1.000000000 ^S 0.926550000	990.25	917.52	0.00	24.36	24.36
804.80000		7/3/2013		804.80	737.48	1.000000000 ^S 0.926550000	804.80	745.69	0.00	8.21	8.21
246.60000		7/3/2013		246.60	225.97	1.000000000 ^S 0.926550000	246.60	228.49	0.00	2.52	2.52
47.34000		6/28/2013		47.34	43.33	1.000000000 ^S 0.926550000	47.34	43.86	0.00	0.53	0.53
2.01000		4/30/2014		2.01	1.86	1.000000000 ^S 0.926550000	2.01	1.86	0.00	0.00	0.00

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブユニッ ト・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 /換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
107,000.00000		3/19/2014		107,000.00	97,717.75	1.000000000 ^S 0.926550000	107,000.00	99,140.85	0.00	1,423.10	1,423.10
	AUD										
	Local Currency: AUD										
113,957.50000		3/27/2014		113,957.50	105,120.10	1.000000000 ^S 0.926550000	113,957.50	105,587.32	0.00	467.22	467.22
4.38000		3/31/2014		4.38	4.06	1.000000000 ^S 0.926550000	4.38	4.06	0.00	0.00	0.00
359.00000		7/18/2013		359.00	330.87	1.000000000 ^S 0.926550000	359.00	332.63	0.00	1.76	1.76
16,576.50000		12/5/2013		16,576.50	14,978.53	1.000000000 ^S 0.926550000	16,576.50	15,358.96	0.00	380.43	380.43
639.60000		7/31/2013		639.60	579.64	1.000000000 ^S 0.926550000	639.60	592.62	0.00	12.98	12.98
10.32000		10/31/2013		10.32	9.77	1.000000000 ^S 0.926550000	10.32	9.56	0.00	-0.21	-0.21
172,000.00000		12/11/2013		172,000.00	157,233.80	1.000000000 ^S 0.926550000	172,000.00	159,366.60	0.00	2,132.80	2,132.80
10.69000		8/30/2013		10.69	9.52	1.000000000 ^S 0.926550000	10.69	9.90	0.00	0.38	0.38
1,040.75000		6/26/2013		1,040.75	969.51	1.000000000 ^S 0.926550000	1,040.75	964.31	0.00	-5.20	-5.20

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブユニ ット・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 /換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
3,664.00000		4/9/2014		3,664.00	3,420.53	1.000000000 ^S 0.926550000	3,664.00	3,394.88	0.00	-25.65	-25.65
	AUD										
	Local Currency: AUD										
126.90000		10/2/2013		126.90	119.10	1.000000000 ^S 0.926550000	126.90	117.58	0.00	-1.52	-1.52
80,134.00000		2/21/2014		80,134.00	71,972.35	1.000000000 ^S 0.926550000	80,134.00	74,248.16	0.00	2,275.81	2,275.81
112,000.00000		1/30/2014		112,000.00	98,106.40	1.000000000 ^S 0.926550000	112,000.00	103,773.60	0.00	5,667.20	5,667.20
10,053.00000		2/13/2014		10,053.00	9,081.38	1.000000000 ^S 0.926550000	10,053.00	9,314.61	0.00	233.23	233.23
131.20000		7/31/2013		131.20	118.90	1.000000000 ^S 0.926550000	131.20	121.56	0.00	2.66	2.66
911.00000		10/2/2013		911.00	854.97	1.000000000 ^S 0.926550000	911.00	844.09	0.00	-10.88	-10.88
98,000.00000		3/5/2014		98,000.00	87,685.50	1.000000000 ^S 0.926550000	98,000.00	90,801.90	0.00	3,116.40	3,116.40
560.00000		8/22/2013		560.00	505.09	1.000000000 ^S 0.926550000	560.00	518.87	0.00	13.78	13.78
1,000,000.00000		11/27/2013		1,000,000.00	912,650.00	1.000000000 ^S 0.926550000	1,000,000.00	926,550.00	0.00	13,900.00	13,900.00

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数 / 金額	種類	取引日	サブユニ ット・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
126,000.00000		12/18/2013		126,000.00	111,995.10	1.000000000 ^S 0.926550000	126,000.00	116,745.30	0.00	4,750.20	4,750.20
	AUD										
	Local Currency: AUD										
758.60000		7/18/2013		758.60	699.16	1.000000000 ^S 0.926550000	758.60	702.88	0.00	3.72	3.72
6,733.60000		4/16/2014		6,733.60	6,299.62	1.000000000 ^S 0.926550000	6,733.60	6,239.02	0.00	-60.60	-60.60
15.95000		11/29/2013		15.95	14.58	1.000000000 ^S 0.926550000	15.95	14.78	0.00	0.20	0.20
71,000.00000		1/23/2014		71,000.00	62,348.65	1.000000000 ^S 0.926550000	71,000.00	65,785.05	0.00	3,436.40	3,436.40
7,465.40000		10/23/2013		7,465.40	7,248.90	1.000000000 ^S 0.926550000	7,465.40	6,917.07	0.00	-331.83	-331.83
282,000.00000		12/30/2013		282,000.00	250,740.30	1.000000000 ^S 0.926550000	282,000.00	261,287.10	0.00	10,546.80	10,546.80
5.15000		7/31/2013		5.15	4.62	1.000000000 ^S 0.926550000	5.15	4.77	0.00	0.15	0.15
156,000.00000		2/5/2014		156,000.00	138,769.80	1.000000000 ^S 0.926550000	156,000.00	144,541.80	0.00	5,772.00	5,772.00
37,000.00000		2/26/2014		37,000.00	33,399.90	1.000000000 ^S 0.926550000	37,000.00	34,282.35	0.00	882.45	882.45

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブユニ ット・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 /換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
43,000.00000		1/9/2014		43,000.00	38,401.15	1.000000000 ^S 0.926550000	43,000.00	39,841.65	0.00	1,440.50	1,440.50
	AUD										
	Local Currency: AUD										
52,199.00000		10/17/2013		52,199.00	49,743.04	1.000000000 ^S 0.926550000	52,199.00	48,364.98	0.00	-1,378.06	-1,378.06
8,000.00000		1/15/2014		8,000.00	7,197.20	1.000000000 ^S 0.926550000	8,000.00	7,412.40	0.00	215.20	215.20
17.69000		12/31/2013		17.69	15.83	1.000000000 ^S 0.926550000	17.69	16.39	0.00	0.56	0.56
71,000.00000		1/23/2014		71,000.00	62,348.65	1.000000000 ^S 0.926550000	71,000.00	65,785.05	0.00	3,436.40	3,436.40
112,000.00000		1/30/2014		112,000.00	98,106.40	1.000000000 ^S 0.926550000	112,000.00	103,773.60	0.00	5,667.20	5,667.20
-106,107.92000		2/13/2014		-106,107.92	-95,852.59	1.000000000 ^S 0.926550000	-106,107.92	-98,314.29	0.00	-2,461.70	-2,461.70
-43,289.30000		1/9/2014		-43,289.30	-38,659.51	1.000000000 ^S 0.926550000	-43,289.30	-40,109.70	0.00	-1,450.19	-1,450.19
-222,643.20000		1/30/2014		-222,643.20	-194,868.46	1.000000000 ^S 0.926550000	-222,643.20	-206,290.06	0.00	-11,421.60	-11,421.60
-122,406.00000		1/23/2014		-122,406.00	-108,433.36	1.000000000 ^S 0.926550000	-122,406.00	-113,415.28	0.00	-4,981.92	-4,981.92

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数 / 金額	種類	取引日	サブユニッ ト・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
-20,792.00000		1/23/2014		-20,792.00	-18,418.59	1.000000000 ^S 0.926550000	-20,792.00	-19,264.83	0.00	-846.24	-846.24
	AUD										
	Local Currency: AUD										
-79,293.50000		2/21/2014		-79,293.50	-71,217.46	1.000000000 ^S 0.926550000	-79,293.50	-73,469.39	0.00	-2,251.93	-2,251.93
-916,337.60000		11/27/2013		-916,337.60	-836,295.51	1.000000000 ^S 0.926550000	-916,337.60	-849,032.60	0.00	-12,737.09	-12,737.09
-99,062.00000		3/5/2014		-99,062.00	-88,635.72	1.000000000 ^S 0.926550000	-99,062.00	-91,785.90	0.00	-3,150.18	-3,150.18
-106,504.66000		3/19/2014		-106,504.66	-97,265.38	1.000000000 ^S 0.926550000	-106,504.66	-98,681.89	0.00	-1,416.51	-1,416.51
-12,005.00000		4/2/2014		-12,005.00	-11,099.22	1.000000000 ^S 0.926550000	-12,005.00	-11,123.23	0.00	-24.01	-24.01
-101,973.50000		3/27/2014		-101,973.50	-94,065.46	1.000000000 ^S 0.926550000	-101,973.50	-94,483.55	0.00	-418.09	-418.09
-277.25000		4/28/2014		-277.25	-257.33	1.000000000 ^S 0.926550000	-277.25	-256.89	0.00	0.44	0.44
-2,820.00000		4/9/2014		-2,820.00	-2,632.61	1.000000000 ^S 0.926550000	-2,820.00	-2,612.87	0.00	19.74	19.74
-282,479.97000		12/30/2013		-282,479.97	-251,167.07	1.000000000 ^S 0.926550000	-282,479.97	-261,731.82	0.00	-10,564.75	-10,564.75

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数 / 金額	種類	取引日	サブユニ ット・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
-8,036.60000		4/16/2014		-8,036.60	-7,518.64	1.000000000 ^S 0.926550000	-8,036.60	-7,446.31	0.00	72.33	72.33
	AUD										
	Local Currency: AUD										
-100,617.90000		12/5/2013		-100,617.90	-90,712.07	1.000000000 ^S 0.926550000	-100,617.90	-93,227.52	0.00	-2,515.45	-2,515.45
-125,994.40000		12/18/2013		-125,994.40	-111,990.12	1.000000000 ^S 0.926550000	-125,994.40	-116,740.11	0.00	-4,749.99	-4,749.99
-170,910.00000		12/11/2013		-170,910.00	-156,237.38	1.000000000 ^S 0.926550000	-170,910.00	-158,356.66	0.00	-2,119.28	-2,119.28
-37,284.00000		2/26/2014		-37,284.00	-33,656.27	1.000000000 ^S 0.926550000	-37,284.00	-34,545.49	0.00	-889.22	-889.22
-5,820.00000		10/23/2013		-5,820.00	-5,651.22	1.000000000 ^S 0.926550000	-5,820.00	-5,392.52	0.00	258.70	258.70
-7,732.00000		1/15/2014		-7,732.00	-6,956.09	1.000000000 ^S 0.926550000	-7,732.00	-7,164.08	0.00	-207.99	-207.99
-60,562.00000		2/5/2014		-60,562.00	-53,872.93	1.000000000 ^S 0.926550000	-60,562.00	-56,113.72	0.00	-2,240.79	-2,240.79
-222,310.00000		11/20/2013		-222,310.00	-209,382.67	1.000000000 ^S 0.926550000	-222,310.00	-205,981.33	0.00	3,401.34	3,401.34
-182,436.70000		11/14/2013		-182,436.70	-169,629.64	1.000000000 ^S 0.926550000	-182,436.70	-169,036.72	0.00	592.92	592.92

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数 / 金額	種類	取引日	サブユニット・クラス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)	合計 (米ドル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
-64,202.88000		10/17/2013		-64,202.88	-61,182.13	1.000000000 ^S	-64,202.88	-59,487.18	0.00	1,694.95	1,694.95
	AUD					0.926550000					
	Local Currency: AUD										
172.23000	合計 -----			172.23	-1,103.58		172.23	159.60	0.00	1,263.18	1,263.18
0.00000											
-26,736,808.00000	JAPANESE YEN	4/16/2014		-26,736,808	-263,041.05	1.000000000 ^S	-26,736,808	-261,740.66	0.00	1,300.39	1,300.39
	JPY					102.150000000					
	Local Currency: JPY										
-7,907,966.00000		12/11/2013		-7,907,966	-76,862.19	1.000000000 ^S	-7,907,966	-77,415.23	0.00	-553.04	-553.04
						102.150000000					
-13,130,356.00000		12/18/2013		-13,130,356	-127,814.23	1.000000000 ^S	-13,130,356	-128,539.95	0.00	-725.72	-725.72
						102.150000000					
-91,698,856.00000		11/27/2013		-91,698,856	-904,327.97	1.000000000 ^S	-91,698,856	-897,688.26	0.00	6,639.71	6,639.71
						102.150000000					
-1,054,860.00000		10/17/2013		-1,054,860	-10,669.70	1.000000000 ^S	-1,054,860	-10,326.58	0.00	343.12	343.12
						102.150000000					
-17,664,280.00000		3/19/2014		-17,664,280	-174,264.10	1.000000000 ^S	-17,664,280	-172,924.91	0.00	1,339.19	1,339.19
						102.150000000					
-3,412,400.00000		4/2/2014		-3,412,400	-32,946.17	1.000000000 ^S	-3,412,400	-33,405.78	0.00	-459.61	-459.61
						102.150000000					
-6,223,350.00000		12/5/2013		-6,223,350	-60,623.94	1.000000000 ^S	-6,223,350	-60,923.64	0.00	-299.70	-299.70
						102.150000000					

[次へ](#)

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユニ ット・ クラ ス	取得原価 (表示通 貨)	取得原価 (基準通 貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ド ル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ド ル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
12,391,825.00000		3/27/2014		12,391,825	121,120.37	1.000000000 ^S 102.150000000	12,391,825	121,310.08	0.00	-189.71	-189.71
	JPY Local Currency: JPY										
24,132,500.00000		1/16/2014		24,132,500	230,988.27	1.000000000 ^S 102.150000000	24,132,500	236,245.72	0.00	5,257.45	5,257.45
22,703,440.00000		2/5/2014		22,703,440	223,910.84	1.000000000 ^S 102.150000000	22,703,440	222,255.90	0.00	1,654.94	1,654.94
26,702,500.00000		1/23/2014		26,702,500	256,151.37	1.000000000 ^S 102.150000000	26,702,500	261,404.80	0.00	5,253.43	5,253.43
-8,684,680.00000		2/21/2014		-8,684,680	-84,881.79	1.000000000 ^S 102.150000000	-8,684,680	-85,018.89	0.00	-137.10	-137.10
12,980,093.00000		4/28/2014		12,980,093	127,212.16	1.000000000 ^S 102.150000000	12,980,093	127,068.95	0.00	143.21	143.21
10,062,150.00000		1/30/2014		10,062,150	-98,407.33	1.000000000 ^S 102.150000000	10,062,150	-98,503.67	0.00	-96.34	-96.34
-3,791,600.00000		1/16/2014		-3,791,600	-36,291.94	1.000000000 ^S 102.150000000	-3,791,600	-37,117.96	0.00	-826.02	-826.02
40,300,540.00000		1/30/2014		40,300,540	394,137.31	1.000000000 ^S 102.150000000	40,300,540	394,523.15	0.00	-385.84	-385.84
-4,686,470.00000		2/13/2014		-4,686,470	-45,706.05	1.000000000 ^S 102.150000000	-4,686,470	-45,878.32	0.00	-172.27	-172.27

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユ ニ ツ ト ・ ク ラ ス	取得原価 (表示通 貨)	取得原価 (基準通 貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ド ル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ド ル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
-9,249,920.00000		1/23/2014		-9,249,920	-88,732.51	1.000000000 ^S	-9,249,920	-90,552.33	0.00	-	-
	JPY Local Currency: JPY					102.150000000				1,819.82	1,819.82
13,267,320.00000		10/17/2013		13,267,320	134,196.33	1.000000000 ^S	13,267,320	129,880.76	0.00	4,315.57	4,315.57
						102.150000000					
10,695,282.00000		12/30/2013		10,695,282	101,884.09	1.000000000 ^S	10,695,282	104,701.73	0.00	2,817.64	2,817.64
						102.150000000					
-5,228,512.00000		10/23/2013		-5,228,512	-53,267.91	1.000000000 ^S	-5,228,512	-51,184.65	0.00	2,083.26	2,083.26
						102.150000000					
-5,341,730.00000		1/15/2014		-5,341,730	-51,561.10	1.000000000 ^S	-5,341,730	-52,293.00	0.00	-731.90	-731.90
						102.150000000					
32,180,359.00000		11/20/2013		32,180,359	321,145.24	1.000000000 ^S	32,180,359	315,030.44	0.00	6,114.80	6,114.80
						102.150000000					
20,580,040.00000		3/5/2014		20,580,040	201,498.41	1.000000000 ^S	20,580,040	201,468.82	0.00	29.59	29.59
						102.150000000					
22,858,560.00000		4/9/2014		22,858,560	223,862.11	1.000000000 ^S	22,858,560	223,774.45	0.00	87.66	87.66
						102.150000000					
-6,548,900.00000		2/26/2014		-6,548,900	-64,091.80	1.000000000 ^S	-6,548,900	-64,110.62	0.00	-18.82	-18.82
						102.150000000					
12,817,376.00000		1/9/2014		12,817,376	122,262.37	1.000000000 ^S	12,817,376	125,476.03	0.00	3,213.66	3,213.66
						102.150000000					

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユ ニ ツ ト ・ ク ラ ス	取得原価 (表示通 貨)	取得原価 (基準通 貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ド ル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ド ル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
946,800.00000		12/30/2013		946,800	9,019.29	1.000000000 ^S	946,800	9,268.72	0.00	249.43	249.43
	JPY					102.150000000					
	Local Currency: JPY										
178,500.00000		12/6/2013		178,500	1,749.14	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	-1.71	-1.71
						102.150000000					
500,000.00000		9/30/2013		500,000	5,088.80	1.000000000 ^S	500,000	4,894.76	0.00	-194.04	-194.04
						102.150000000					
178,500.00000		8/19/2013		178,500	1,829.36	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	-81.93	-81.93
						102.150000000					
6,000,000.00000		2/26/2014		6,000,000	58,719.91	1.000000000 ^S	6,000,000	58,737.15	0.00	17.24	17.24
						102.150000000					
20,484,780.00000		3/5/2014		20,484,780	200,565.72	1.000000000 ^S	20,484,780	200,536.27	0.00	-29.45	-29.45
						102.150000000					
178,500.00000		11/15/2013		178,500	1,786.16	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	-38.73	-38.73
						102.150000000					
9,526,080.00000		12/30/2013		9,526,080	90,746.18	1.000000000 ^S	9,526,080	93,255.80	0.00	2,509.62	2,509.62
						102.150000000					
239,730.00000		9/13/2013		239,730	2,418.83	1.000000000 ^S	239,730	2,346.84	0.00	-71.99	-71.99
						102.150000000					
178,500.00000		9/13/2013		178,500	1,801.03	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	-53.60	-53.60
						102.150000000					

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユ ニ ツ ト ・ ク ラ ス	取得原価 (表示通 貨)	取得原価 (基準通 貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ド ル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ド ル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
1,505,700.00000		9/13/2013		1,505,700	15,192.21	1.000000000 ^S	1,505,700	14,740.09	0.00	-452.12	-452.12
	JPY Local Currency: JPY					102.150000000					
31,197,555.00000		11/20/2013		31,197,555	311,337.31	1.000000000 ^S	31,197,555	305,409.25	0.00	5,928.06	5,928.06
						102.150000000					
2,283,022.00000		9/26/2013		2,283,022	23,133.27	1.000000000 ^S	2,283,022	22,349.70	0.00	-783.57	-783.57
						102.150000000					
793,680.00000		8/22/2013		793,680	8,124.89	1.000000000 ^S	793,680	7,769.75	0.00	-355.14	-355.14
						102.150000000					
13,057,500.00000		4/28/2014		13,057,500	127,970.80	1.000000000 ^S	13,057,500	127,826.73	0.00	-144.07	-144.07
						102.150000000					
8,602,166.00000		12/11/2013		8,602,166	83,609.53	1.000000000 ^S	8,602,166	84,211.12	0.00	601.59	601.59
						102.150000000					
91,835,800.00000		11/27/2013		91,835,800	905,678.50	1.000000000 ^S	91,835,800	899,028.88	0.00	6,649.62	6,649.62
						102.150000000					
6,041,550.00000		12/5/2013		6,041,550	59,201.86	1.000000000 ^S	6,041,550	59,143.91	0.00	-57.95	-57.95
						102.150000000					
571,553.00000		7/24/2013		571,553	5,706.11	1.000000000 ^S	571,553	5,595.23	0.00	-110.88	-110.88
						102.150000000					
178,500.00000		11/8/2013		178,500	1,802.21	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	-54.78	-54.78
						102.150000000					

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウントン・パフォーマンス連動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユ ニ ツ ト ・ ク ラ ス	取得原価 (表示通 貨)	取得原価 (基準通 貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ド ル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ド ル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
22,770,000.00000		4/9/2014		22,770,000	222,994.81	1.000000000 ^S	22,770,000	222,907.49	0.00	-87.32	-87.32
	JPY Local Currency: JPY					102.150000000					
1,383,275.00000		8/22/2013		1,383,275	14,160.57	1.000000000 ^S	1,383,275	13,541.61	0.00	-618.96	-618.96
						102.150000000					
13,139,255.00000		12/18/2013		13,139,255	127,900.86	1.000000000 ^S	13,139,255	128,627.07	0.00	726.21	726.21
						102.150000000					
536,702.00000		10/2/2013		536,702	5,470.97	1.000000000 ^S	536,702	5,254.06	0.00	-216.91	-216.91
						102.150000000					
720,000.00000		10/2/2013		720,000	7,339.45	1.000000000 ^S	720,000	7,048.46	0.00	-290.99	-290.99
						102.150000000					
5,495,120.00000		10/23/2013		5,495,120	55,984.11	1.000000000 ^S	5,495,120	53,794.62	0.00	2,189.49	2,189.49
						102.150000000					
25,000,000.00000		1/30/2014		25,000,000	243,391.91	1.000000000 ^S	25,000,000	244,738.13	0.00	1,346.22	1,346.22
						102.150000000					
8,845,000.00000		2/21/2014		8,845,000	86,448.71	1.000000000 ^S	8,845,000	86,588.35	0.00	139.64	139.64
						102.150000000					
161,160.00000		3/12/2014		161,160	1,561.85	1.000000000 ^S	161,160	1,577.68	0.00	15.83	15.83
						102.150000000					
13,326,440.00000		3/27/2014		13,326,440	130,255.50	1.000000000 ^S	13,326,440	130,459.52	0.00	204.02	204.02
						102.150000000					

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユニ ット・ クラス	取得原価 (表示通 貨)	取得原価 (基準通 貨) (米ドル)	基準価格 /換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ド ル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ド ル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
2,627,750.00000		4/2/2014		2,627,750	25,370.50	1.000000000 ^S	2,627,750	25,724.42	0.00	353.92	353.92
	JPY Local Currency: JPY					102.150000000					
22,999,330.00000		2/5/2014		22,999,330	226,829.04	1.000000000 ^S	22,999,330	225,152.52	0.00	1,676.52	1,676.52
						102.150000000					
100,000.00000		1/30/2014		100,000	978.00	1.000000000 ^S	100,000	978.95	0.00	0.95	0.95
						102.150000000					
2,517,936.00000		9/26/2013		2,517,936	25,513.59	1.000000000 ^S	2,517,936	24,649.40	0.00	-864.19	-864.19
						102.150000000					
758,825.00000		7/31/2013		758,825	7,738.77	1.000000000 ^S	758,825	7,428.54	0.00	-310.23	-310.23
						102.150000000					
81,640.00000		7/31/2013		81,640	832.59	1.000000000 ^S	81,640	799.22	0.00	-33.37	-33.37
						102.150000000					
33,250.00000		8/8/2013		33,250	344.26	1.000000000 ^S	33,250	325.50	0.00	-18.76	-18.76
						102.150000000					
795,106.00000		8/8/2013		795,106	8,232.19	1.000000000 ^S	795,106	7,783.71	0.00	-448.48	-448.48
						102.150000000					
18,000,000.00000		1/23/2014		18,000,000	173,636.23	1.000000000 ^S	18,000,000	176,211.45	0.00	2,575.22	2,575.22
						102.150000000					
25,000,000.00000		1/30/2014		25,000,000	243,391.91	1.000000000 ^S	25,000,000	244,738.13	0.00	1,346.22	1,346.22
						102.150000000					

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - d b X - ウィントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユニ ット ・ クラス	取得原価 (表示通 貨)	取得原価 (基準通 貨) (米ドル)	基準価格 /換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ド ル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ド ル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
33,757,730.00000		1/15/2014		33,757,730	325,846.81	1.000000000 ^S	33,757,730	330,472.15	0.00	4,625.34	4,625.34
	JPY					102.150000000					
	Local Currency: JPY										
178,500.00000		2/24/2014		178,500	1,738.50	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	8.93	8.93
						102.150000000					
4,716,800.00000		2/13/2014		4,716,800	46,001.85	1.000000000 ^S	4,716,800	46,175.23	0.00	173.38	173.38
						102.150000000					
18,219,700.00000		3/19/2014		18,219,700	179,743.50	1.000000000 ^S	18,219,700	178,362.21	0.00	-	-
						102.150000000					
18,000,000.00000		1/23/2014		18,000,000	173,636.23	1.000000000 ^S	18,000,000	176,211.45	0.00	2,575.22	2,575.22
						102.150000000					
178,500.00000		1/30/2014		178,500	1,745.72	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	1.71	1.71
						102.150000000					
178,500.00000		3/28/2014		178,500	1,747.69	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	-0.26	-0.26
						102.150000000					
885,150.00000		4/14/2014		885,150	8,708.68	1.000000000 ^S	885,150	8,665.20	0.00	-43.48	-43.48
						102.150000000					
12,182,201.00000		1/9/2014		12,182,201	116,203.57	1.000000000 ^S	12,182,201	119,257.96	0.00	3,054.39	3,054.39
						102.150000000					
178,500.00000		4/14/2014		178,500	1,756.20	1.000000000 ^S	178,500	1,747.43	0.00	-8.77	-8.77
						102.150000000					

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - dbX - ウィントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユニ ット ・ クラス	取得原価 (表示通 貨)	取得原価 (基準通 貨) (米ドル)	基準価格 /換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ド ル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ド ル)
外貨現金勘定											
非グループ化の有価証券											
26,547,800.00000		4/16/2014		26,547,800	261,181.56	1.000000000 ^S	26,547,800	259,890.36	0.00	-	-
	JPY					102.150000000					
	Local										
	Currency:										
	JPY										
759,913.00000	合計 -----			759,913.00	10,308.59		759,913.00	7,439.18	0.00	-	-
0.00000	-----									2,869.41	2,869.41
760,085.23000	非グループ 化の有価証 券小計			760,085.23	9,205.01		760,085.23	7,598.78	0.00	-	-
760,085.23000	外貨現金勘 定合計			760,085.23	9,205.01		760,085.23	7,598.78	0.00	-	-
先物(ポジション)											
非グループ化の有価証券											
178,500.00000	JPY FORWARD 15 MAY	4/29/2014		178,500	1,738.92	1.000000000 ^F	178,500	1,747.59	0.00	8.67	8.67
	FJP15MAY					102.140375000					
	Local										
	Currency:										
	JPY										
107,610.00000		4/29/2014		107,610	1,048.51	1.000000000 ^F	107,610	1,053.55	0.00	5.04	5.04
	合計-----					102.140375000					
286,110.00000	-----			286,110.00	2,787.43		286,110.00	2,801.14	0.00	13.71	13.71
0.00000	-----										
286,110.00000	非グループ 化の有価証 券小計			286,110.00	2,787.43		286,110.00	2,801.14	0.00	13.71	13.71
286,110.00000	先物合計 (ポジショ ン)			286,110.00	2,787.43		286,110.00	2,801.14	0.00	13.71	13.71

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - dbX - ウントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数/金額	種類	取引日	サブ ユ ニ ット ・ ク ラ ス	取得原 価 (表示 通貨)	取得原 価 (基準 通貨) (米ド ル)	基準価格 /換算レート	価額 (表示通 貨)	価額 (基準通 貨) (米ドル)	未実現損益		
									市場 (米ドル)	通貨 (米ド ル)	合計 (米ドル)
スワップ											
店頭取引デリバティブ											
3,018,000.00000	AUDD TRS 20211005 TRSAUD01 AUDD	10/5/2011		0.00	0.00	0.000159377 ^M	481.00	481.00	481.00	0.00	481.00
			AUDD			1.000000000					
17,152,000.00000	AUDG TRS 20211005 TRSAUD02 AUDG	10/5/2011		0.00	0.00	0.000159340 ^M	2,733.00	2,733.00	2,733.00	0.00	2,733.00
			AUDG			1.000000000					
1,776,700,000.00000	JPYD TRS 20211005 TRSJYD01 JPYD	10/5/2011		0.00	0.00	-0.000013500 ^M	-23,985.45	-23,985.45	-23,985.45	0.00	-23,985.45
			JPYD			1.000000000					
4,322,000,000.00000	JPYG TRS 20211005 TRSJYD02 JPYG	10/5/2011		0.00	0.00	-0.000013500 ^M	-58,347.00	-58,347.00	-58,347.00	0.00	-58,347.00
			JPYG			1.000000000					
6,118,870,000.00000	店頭取引デ リバティ ブ 小計			0.00	0.00		-79,118.45	-79,118.45	-79,118.45	0.00	-79,118.45
6,118,870,000.00000	スワップ合 計			0.00	0.00		-79,118.45	-79,118.45	-79,118.45	0.00	-79,118.45

保有有価証券残高明細

コクサイ - MUGCトラスト - dbX - ウントン・パフォーマンス運動オープン

種別・グループ別 2014年4月30日現在

口数 / 金額	種類	取引日	サブ ユ ニ ツ ト ・ ク ラ ス	取得原価 (表示通貨)	取得原価 (基準通貨) (米ドル)	基準価格 / 換算レート	価額 (表示通貨)	価額 (基準通貨) (米ドル)	未実現損益	
									市場 (米ドル)	通貨 (米ドル)
トータル・リターン・スワップ										
非グループ化の有価証券										
11,962.02000	USD TRS REC/PAY	4/25/2014		11,962.02	11,962.02	1.000000000	11,962.02	11,962.02	0.00	0.00
	USDTRS		JPYG			1.000000000				
1,788.72000		4/25/2014		1,788.72	1,788.72	1.000000000	1,788.72	1,788.72	0.00	0.00
			JPYD			1.000000000				
6,821.98000		4/28/2014		6,821.98	6,821.98	1.000000000	6,821.98	6,821.98	0.00	0.00
			AUDD			1.000000000				
35,093.94000		4/28/2014		35,093.94	35,093.94	1.000000000	35,093.94	35,093.94	0.00	0.00
			AUDG			1.000000000				
55,666.66000	合計 -- ----- -----			55,666.66	55,666.66		55,666.66	55,666.66	0.00	0.00
0.00000										
55,666.66000	非グ ル ー プ 化 の 有 価 証 券 小 計			55,666.66	55,666.66		55,666.66	55,666.66	0.00	0.00
55,666.66000	ト ー タ ル ・ リ タ ー ン ・ ス ワ ッ プ 合 計			55,666.66	55,666.66		55,666.66	55,666.66	0.00	0.00
6,252,141,861.89000	ポ ー ト フォ リ オ 合 計			133,527,142.97	132,492,940.18		139,089,640.16	138,053,844.85	5,562,497.19	1,592.52

取得毎の残高を表示する残高明細では、時価評価や評価損益の算定において端数処理が発生し、通算の残高を表示する貸借対照表上の数値に対して四捨五入による誤差が生じる場合がある。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額（平成26年5月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下の通りである。

平成22年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成23年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年5月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年5月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議（信託証書に定義される。）が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に定義される義務の執行における故意の不履行、詐欺または重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは() 管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に定義される義務の執行における故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成26年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。)	72	9,205,539,864.04米ドル

(3) その他

本半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成26年5月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝101.66円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2013年12月31日現在

(単位:米ドル)

資産

	注記	2013年		2012年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	30.1,30.3	301,442,312	30,644,625	20,570,566	2,091,204
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15,30.1,30.3	2,476,331,814	251,743,892	2,594,186,225	263,724,972
a) 要求払い		1,851,410,714	188,214,413	1,992,186,225	202,525,652
b) その他のローンおよび貸付金		624,921,100	63,529,479	602,000,000	61,199,320
顧客に対するローンおよび貸付金	30.1,30.3	1,123	114	2,797,179	284,361
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,15,30.1,30.3	3,416	347	3,269	332
関連会社株式	4,5,15	7,691,968	781,965	841,416	85,538
無形資産	5	0	0	0	0
有形資産	5	7,726,217	785,447	5,654,387	574,825
その他の資産		448	46	363	37
前払金および未収収益	6,15	31,426,246	3,194,792	28,212,977	2,868,131
資産合計	7	2,824,623,544	287,151,229	2,652,266,382	269,629,400

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表(続き)

2013年12月31日現在

(単位:米ドル)

負債

	注記	2013年		2012年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,30.1	841,603,737	85,557,436	1,362,647,387	138,526,733
a) 要求払い		841,603,737	85,557,436	1,362,647,387	138,526,733
顧客に対する未払金	8,15,30.1	1,826,491,962	185,681,173	1,159,659,186	117,890,953
a) 要求払い		1,826,491,962	185,681,173	1,159,659,186	117,890,953
その他の負債	9	1,142,046	116,100	2,185,057	222,133
未払金および繰延利益	10,15	7,756,599	788,536	8,031,480	816,480
引当金		6,465,624	657,295	4,754,631	483,356
a) 納税引当金	11	5,409,139	549,893	3,777,770	384,048
b) その他の引当金	12	1,056,485	107,402	976,861	99,308
発行済資本	13	37,117,969	3,773,413	37,117,969	3,773,413
準備金	14	77,800,912	7,909,241	50,700,912	5,154,255
繰越損益	14	41,047	4,173	26,268	2,670
当期利益		26,203,648	2,663,863	27,143,492	2,759,407
負債合計	17	2,824,623,544	287,151,229	2,652,266,382	269,629,400

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2013年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2013年		2012年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	18,30.1	659,342	67,029	628,475	63,891
<u>内訳:</u>					
保証金および担保証券として 差入れた資産		659,342	67,029	628,475	63,891
信託運用	21	77,004,151,577	7,828,242,049	78,324,799,042	7,962,499,071

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益の状況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2013年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	2013年		2012年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		9,698,265	985,926	13,288,424	1,350,901
未払利息および類似費用		(1,538,622)	(156,416)	(4,475,091)	(454,938)
有価証券からの収益		17	2	15	2
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		17	2	15	2
未収手数料		107,246,076	10,902,636	100,999,419	10,267,601
未払手数料		(50,107,569)	(5,093,935)	(45,389,130)	(4,614,259)
金融業務の純利益		3,548,410	360,731	1,890,669	192,205
その他の事業収益	22	143,060	14,543	950,289	96,606
一般管理費用		(32,260,264)	(3,279,578)	(30,647,775)	(3,115,653)
a) スタッフ費用	24,25	(15,812,680)	(1,607,517)	(13,874,972)	(1,410,530)
内訳:					
- 賃金およびサラリー		(12,847,942)	(1,306,122)	(11,445,536)	(1,163,553)
- 社会保障費		(1,791,205)	(182,094)	(1,588,218)	(161,458)
内訳:					
- 年金に関する社会保障費		(1,149,441)	(116,852)	(1,006,796)	(102,351)
b) その他の一般管理費用	16,26	(16,447,584)	(1,672,061)	(16,772,803)	(1,705,123)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,527,631)	(155,299)	(942,766)	(95,842)
その他の事業費用	23	(262,074)	(26,642)	(181,537)	(18,455)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(7,125,930)	(724,422)	(7,421,188)	(754,438)
税引後経常収益		27,813,738	2,827,545	28,071,329	2,853,731
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(1,610,090)	(163,682)	(927,837)	(94,324)
当期利益		26,203,648	2,663,863	27,143,492	2,759,407

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2013年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUGG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・三菱(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・三菱UFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUGG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・三菱UFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MUGCの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京UFJ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2013年12月31日現在、83,244米ドル(2012年：なし)の先渡デリバティブにかかる引当金を設定していた。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2013年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2012年：なし)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
3か月以下	202,921,100	128,000,000
3か月超1年以下	422,000,000	474,000,000
	<u>624,921,100</u>	<u>602,000,000</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、7,691,968米ドルおよび3,416米ドル(2012年：841,416米ドルおよび3,269米ドル)の未上場有価証券で構成される。

2013年10月17日付で、(投資信託に関する2010年12月17日法第15章に基づく管理会社である)「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」の増資のため、当行は5,000,000ユーロ(6,889,750米ドル)の追加投資を行った。

関連会社株式の要約

2013年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2013年12月31日 現在の資本および 準備金 米ドル	2013年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ	7,406,539	100%	9,460,700	234,827

三菱UFJグローバルカストディ・ ジャパン株式会社	285,429	100%	761,034	133,445
------------------------------	---------	------	---------	---------

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	841,416	6,889,750	0	(39,198)	7,691,968	0	7,691,968
2. 有形資産	13,232,512	3,344,062	136,556	597,691	17,037,709	9,311,492	7,726,217
a) ハードウェア	1,082,330	325,989	49,073	48,887	1,408,133	880,248	527,885
b) ソフトウェア	9,777,894	2,712,172	0	441,652	12,931,718	7,428,870	5,502,848
c) その他付属品、 家具、機器、車両	2,372,288	305,901	87,483	107,152	2,697,858	1,002,374	1,695,484
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて 取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
前払法人税	154,843	0
未収利息	1,269,077	865,536
前払一般経費	1,122,237	1,921,846
信託業務手数料	2,261,991	3,074,542
全体保管手数料	10,384,372	10,275,875
投資ファンド手数料	5,091,460	4,942,419
その他の前払金(VATを含む)	8,778,600	5,890,221
実現スワップ自己損益の中立化	1,145,447	0
管理会社手数料	928,832	1,124,757
その他の未収収益	289,387	117,781
	<u>31,426,246</u>	<u>28,212,977</u>

注7 外貨建て資産

2013年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、921,184,434米ドル(2012年：435,997,032米ドル)である。

注8 顧客未払金

2013年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル(2012年：0米ドル)であった。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
優先債務	405,116	767,782
諸債務	<u>736,930</u>	<u>1,417,275</u>

1,142,046	2,185,057
-----------	-----------

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
未払利息	99,254	203,986
未払一般経費	193,545	257,184
未払手数料	7,453,300	7,226,271
実現スワップ自己損益の中立化	0	263,242
その他の未払費用	2,157	29,763
その他の仮受金	8,343	51,034
	7,756,599	8,031,480

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2013年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して強く(ユーロ高に)なったため、負の中和ポジションは増加し、当行は1,431,246米ドル(2012年:592,515米ドルの増加)に相当する繰延税を計上した。繰延税の引当金は、損益計算書において「経常収益にかかる税金」の項目に表示されている。

ユーロ建て保有され3,805,528米ドル(2012年:2,271,675米ドル)に相当する繰延税の引当金残高は、負債の「引当金：納税引当金」の項目に表示されている。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
報酬引当金	973,241	976,861
先渡取引の未実現損失に対する引当金(注2.3.)	83,244	0
	1,056,485	976,861

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
--------------	----------------	-------------

2013年1月1日現在の残高	3,711,797	46,989,115	26,268
2012年12月31日終了年度の利益	0	0	27,143,492
利益の増加			
- 株主への配当金支払	0	0	(28,713)
- 準備金への振替	0	27,100,000	(27,100,000)
2013年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>74,089,115</u>	<u>41,047</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、同年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならない。これを5年間維持しなければならない。総額13,989,115米ドル(2012年:13,989,115米ドル)の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2013年3月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,304,122米ドルを純資産税準備金に割り当てた。2013年12月31日現在、当行は、純資産税準備金として3,304,122米ドル(2012年：2,498,676米ドル)を有している。

	2013年 純資産税準備金 米ドル	2013年 純資産税準備金 ユーロ
2008年	4,081,958	2,900,000
2009年	373,035	260,000
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年12月31日現在の残高	<u>13,989,115</u>	<u>10,387,294</u>

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2013年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2013年12月31日(および2012年12月31日)現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,074,772,175	2,358,642,573
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	1
関連会社株式	7,691,968	841,416
前払金および未収収益	10,721,742	9,733,509
	<u>2,093,185,885</u>	<u>2,369,217,499</u>

負債

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
金融機関に対する未払金	825,519,547	1,359,848,279
顧客に対する未払金	322,891,006	64,998,919
未払金および繰延利益	1,987,230	2,082,110
	<u>1,150,397,783</u>	<u>1,426,929,308</u>

当行は、2013年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、通達06/273(改訂済)のパート、ポイント24に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。2013年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,086,710,149米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2013年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,074,772,175
前払金および未収収益	1,213,608
外国為替取引(市場リスク手法)	10,724,366
	<u>2,086,710,149</u>

注16 監査法人に対する未払報酬

監査法人から当行に請求された、付加価値税(VAT)を除く報酬およびそれぞれの全体的なネットワークは、以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
フロント・オフィス・システム移行サポートに関するコンサルタント料*	616,426	1,333,461
財務書類の監査	221,295	188,863
税金アドバイス報酬	99,485	17,674
その他の報酬	31,675	25,949
	<u>968,881</u>	<u>1,565,947</u>

当期の報酬は、発生主義に基づいて表示されている。

* かかる項目は、「有形資産」において資産計上され、当該フロント・オフィス・システムの耐用年数にわたって償却される。

注17 外貨建て負債

2013年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、923,568,968米ドル(2012年:437,770,388米ドル)である。

注18 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
発行済念書	<u>659,342</u>	<u>628,475</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	2,234,684	2,699,471

期末現在、関連会社残高はなかった。

注20 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2013年12月31日および2012年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注21 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注22 その他の事業収益

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
過年度に関する純資産税過払いの調整	0	641,327
過年度に関する法人税還付金	0	98,414
過年度の一般経費調整からの利益	44,196	115,448
過年度の利子の調整	206	1,525
過年度の手数料の調整	63,368	54,553
その他	35,290	39,022
	<u>143,060</u>	<u>950,289</u>

注23 その他の事業費用

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
固定資産売却損	0	59,562
過年度の一般経費調整からの費用	62,292	106,505
過年度の手数料	14,367	8,924
過年度の法人税	0	5,076
その他事業損失	185,415	1,470
	<u>262,074</u>	<u>181,537</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2013年 人数	2012年 人数
上級管理職	13	12
中間管理職	46	40
従業員	70	65
	<u>129</u>	<u>117</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
上級管理職	<u>3,497,500</u>	<u>2,982,244</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2013年12月31日および2012年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
賃貸および関連費用	993,513	931,110
通信費用	358,762	323,068
専門家報酬	688,726	507,823
データ費用	1,150,094	908,267
維持費	951,587	730,507
旅費、交通費、出張費	238,482	184,210
業務費用	3,473,334	3,922,478
システム費用	4,509,983	5,690,050
業務契約	3,199,045	2,753,442
その他の費用	884,058	821,848
	<u>16,447,584</u>	<u>16,772,803</u>

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
法人税	4,382,732	5,222,638
繰延法人税(注11)	1,100,619	461,297
地方事業税	1,311,952	1,606,035
繰延地方事業税(注11)	330,627	131,218
	<u>7,125,930</u>	<u>7,421,188</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2013年 米ドル	2012年 米ドル
純資産税*	29,488	0
V A T	1,539,239	888,807
その他の税金	41,363	39,030
	<u>1,610,090</u>	<u>927,837</u>

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（29,488米ドル）を表す。

注28 親会社

2013年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFJG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFJG）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

1989年9月25日に、全てのルクセンブルグ金融機関の銀行部門が、非営利団体である「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）のメンバーになった。

1997年6月11日に改正された1993年4月5日法および2009年2月18日法に準拠して、AGDLの唯一の目的は、全メンバー金融機関の顧客預金をカバーする相互保証制度（以下「保証」という。）を確立することにある。保証によってカバーされる顧客には、国籍や居住国を問わず自然人である全ての預金者が含まれる。同様に、欧州連合加盟国の法律のもとで設立された、小規模であるため2002年12月19日営利企業法（改正済）の第35条に従い省略された財務書類の作成が認められている小会社も、保証によってカバーされる。

設立時のメンバーが支払不能に陥った場合、AGDLは、100,000ユーロまたは等価の外貨を上限とする弁済金を保証することにより、全ての現金預金者を保護する。全ての通貨が、区別されることなく保護される。同一金融機関における口座数または単独名義預金か連名名義預金かに関わらず、いかなる預金者もかかる金額より多く受け取ることはできない。

2000年7月27日法は、銀行は投資保証制度にも属さなければならないと規定している。この追加保証は、投資取引から生じた申し立ての弁済金として20,000ユーロをカバーするものである。

保証合計額は、いかなる場合においても一顧客当たり120,000ユーロ（預金保証の100,000ユーロおよび投資弁償の20,000ユーロ）を超えることはなく、絶対的な数値であり、いかなる利害関係またはその他の金額によって増額することはできない。

2013年12月31日（および2012年12月31日）現在、当行は、自然人名義の口座を引き受けておらず、潜在的な保証債務の認識における引当金を設定していない。

注30 金融商品の開示

30.1. 主要な非トレーディング金融商品

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	564	0	0	0	564
BCL残高	301,441,748	0	0	0	301,441,748
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,054,331,814	422,000,000	0	0	2,476,331,814
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	0	0	0	1,123
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,416	3,416
合計	2,355,775,249	422,000,000	0	3,416	2,777,778,665
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	841,603,737	0	0	0	841,603,737
顧客に対する未払金	1,826,491,962	0	0	0	1,826,491,962
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	659,342	0	0	0	659,342
合計	2,668,755,041	0	0	0	2,668,755,041

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	530	0	0	0	530
BCL残高	20,570,036	0	0	0	20,570,036
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,120,186,225	474,000,000	0	0	2,594,186,225
顧客に対するローンおよび貸付金	2,797,179	0	0	0	2,797,179
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	3,269	3,269
合計	2,143,553,970	474,000,000	0	3,269	2,617,557,239
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,362,647,387	0	0	0	1,362,647,387
顧客に対する未払金	1,159,659,186	0	0	0	1,159,659,186
偶発債務としてオフ・バランスシートに開示されている項目					
担保証券として差し入れられた保証金および資産	628,475	0	0	0	628,475
合計	2,522,935,048	0	0	0	2,522,935,048

30.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2013年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,377,746,707	0	0	0	2,377,746,707	36,206,106
スワップ	305,460,353	6,889,750	0	0	312,350,103	1,988,280
合計	2,683,207,060	6,889,750	0	0	2,690,096,810	38,194,386
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,418,760,790	0	0	0	2,418,760,790	36,344,488
スワップ	395,764,821	0	0	0	395,764,821	693,763
合計	2,814,525,611	0	0	0	2,814,525,611	37,038,251

上記の金額には、取引日が2013年12月31日以前で、評価日が2013年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2012年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,620,942,374	0	0	0	1,620,942,374	43,014,918
スワップ	158,712,254	0	0	0	158,712,254	297,963
合計	1,779,654,628	0	0	0	1,779,654,628	43,312,881
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,661,342,460	0	0	0	1,661,342,460	43,066,474
スワップ	639,189,905	0	0	0	639,189,905	472,554
合計	2,300,532,365	0	0	0	2,300,532,365	43,539,028

上記の金額には、取引日が2012年12月31日以前で、評価日が2012年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

30.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2013年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 簿価 米ドル	2012年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	301,442,312	20,570,566
EU加盟国	301,442,312	20,570,566
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,476,331,814	2,594,186,225
EU加盟国	343,710,530	23,522,872
北および中央アメリカ	1,171,519,975	1,728,179,977
アジア	955,164,323	842,443,179
ヨーロッパ(非EU加盟国)	4,698,921	1,111
オーストラリアおよびニュージーランド	1,238,065	39,086
顧客に対するローンおよび貸付金	1,123	2,797,179
EU加盟国	0	2,789,221
アジア	0	7,913
北および中央アメリカ	1,123	45
株式およびその他の変動利回り有価証券	3,416	3,269
EU加盟国	3,416	3,269
合計	2,777,778,665	2,617,557,239

30.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2013年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2013年 未払想定元本 米ドル	2013年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	964,798,775	12,853,476
アメリカ	1,412,947,932	42,417,807
スワップ		
EU加盟国	312,350,103	1,022,356
合計	2,690,096,810	56,293,639

2012年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2012年 未払想定元本 米ドル	2012年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,160,894,108	23,217,882
アジア	12,316	246
アメリカ	460,035,950	9,200,719
スワップ		
EU加盟国	158,712,254	3,174,245
合計	1,779,654,628	35,593,092

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2013
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2013

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2013	2012
Cash, balances with central banks and post office banks	30.1., 30.3.	301.442.312	20.570.566
Loans and advances to credit institutions	3, 15., 30.1., 30.3.	2.476.331.814	2.594.186.225
a) repayable on demand		1.851.410.714	1.992.186.225
b) other loans and advances		624.921.100	602.000.000
Loans and advances to customers	30.1., 30.3.	1.123	2.797.179
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 30.1., 30.3.	3.416	3.269
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	7.691.968	841.416
Intangible assets	5	0	0
Tangible assets	5	7.726.217	5.654.387
Other Assets		448	363
Prepayments and accrued income	6, 15	<u>31.426.246</u>	<u>28.212.977</u>
TOTAL ASSETS	7	<u><u>2.824.623.544</u></u>	<u><u>2.652.266.382</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2013

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2013	2012
Amounts owed to credit institutions	15, 30.1.	841.603.737	1.362.647.387
a) repayable on demand		841.603.737	1.362.647.387
Amounts owed to customers	8, 15, 30.1.	1.826.491.962	1.159.659.186
a) repayable on demand		1.826.491.962	1.159.659.186
Other liabilities	9	1.142.046	2.185.057
Accruals and deferred income	10, 15	7.756.599	8.031.480
Provisions		6.465.624	4.754.631
a) provisions for taxation	11	5.409.139	3.777.770
b) other provisions	12	1.056.485	976.861
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	77.800.912	50.700.912
Result brought forward	14	41.047	26.268
Profit for the financial year		<u>26.203.648</u>	<u>27.143.492</u>
TOTAL LIABILITIES	17	<u><u>2.824.623.544</u></u>	<u><u>2.652.266.382</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2013

(in USD)

	Notes	2013	2012
Contingent liabilities	18, 30.1.	659.342	628.475
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		659.342	628.475
Fiduciary operations	21	77.004.151.577	78.324.799.042

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2013
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2013

(in USD)

	Notes	2013	2012
Interest receivable and similar income		9.698.265	13.288.424
Interest payable and similar charges		(1.538.622)	(4.475.091)
Income from securities		17	15
Income from shares and other variable yield securities		17	15
Commission receivable		107.246.076	100.999.419
Commission payable		(50.107.569)	(45.389.130)
Net profit on financial operations		3.548.410	1.890.669
Other operating income	22	143.060	950.289
General administrative expenses		(32.260.264)	(30.647.775)
a) staff costs	24, 25	(15.812.680)	(13.874.972)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(12.847.942)	(11.445.536)
- social security costs		(1.791.205)	(1.588.218)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.149.441)	(1.006.796)
b) other administrative expenses	16, 26	(16.447.584)	(16.772.803)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.527.631)	(942.766)
Other operating charges	23	(262.074)	(181.537)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(7.125.930)</u>	<u>(7.421.188)</u>
Profit on ordinary activities after tax		27.813.738	28.071.329
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	<u>(1.610.090)</u>	<u>(927.837)</u>
Profit for the financial year		<u><u>26.203.648</u></u>	<u><u>27.143.492</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A.

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo- Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision on forward derivatives as of December 31, 2013 for an amount of USD 83.244 (2012: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2013 (2012: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
 Software: 4 years and 5 years;
 Other intangible assets: 5 years;
 Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the balance sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Not more than three months	202.921.100	128.000.000
More than three months but less than one year	422.000.000	474.000.000
	<u>624.921.100</u>	<u>602.000.000</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 7.691.968 and USD 3.416 (2012: USD 841.416 and USD 3.269).

On October 17, 2013, the Bank has proceeded to an additional investment of EUR 5.000.000 (USD 6.889.750) in order to increase the share capital of "MUGC LUX MANAGEMENT S.A." (Management Company under Chapter 15 of the law of December 17, 2010 for collective undertaking investment).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2013, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2013	Result for the year ended 31/12/2013
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	7.406.539	100 %	9.460.700	234.827
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY JAPAN Limited	285.429	100 %	761.034	133.445

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	841.416	6.889.750	0	(39.198)	7.691.968	0	7.691.968
2. Tangible assets	13.232.512	3.344.062	136.556	597.691	17.037.709	9.311.492	7.726.217
a) Hardware	1.082.330	325.989	49.073	48.887	1.408.133	880.248	527.885
b) Software	9.777.894	2.712.172	0	441.652	12.931.718	7.428.870	5.502.848
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.372.288	305.901	87.483	107.152	2.697.858	1.002.374	1.695.484
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Prepaid income taxes	154.843	0
Accrued interest income	1.269.077	865.536
Prepaid general expenses	1.122.237	1.921.846
Commission on fiduciary operations	2.261.991	3.074.542
Commission on global custody	10.384.372	10.275.875
Commission on investment funds	5.091.460	4.942.419
Other prepayments (including VAT)	8.778.600	5.890.221
Neutralization of realized swap for own result	1.145.447	0
Commission from Management Companies	928.832	1.124.757
Other accrued income	289.387	117.781
	<u>31.426.246</u>	<u>28.212.977</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2013, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 921.184.434 (2012: USD 435.997.032).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2013, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2012: USD 0).

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Preferential creditors	405.116	767.782
Sundry creditors	736.930	1.417.275
	<u>1.142.046</u>	<u>2.185.057</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Accrued interest expenses	99.254	203.986
Accrued general expenses	193.545	257.184
Accrued commission	7.453.300	7.226.271
Neutralization of realized swap for own result	0	263.242
Other accrued expenses	2.157	29.763
Other suspense receipt	8.343	51.034
	<u>7.756.599</u>	<u>8.031.480</u>

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward..

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

At December 31, 2013, due to the appreciation of the Euro against US dollars, the negative neutralisation position has increased and the Bank has recorded deferred taxes for the equivalent of USD 1.431.246 (2012: increased of USD 592.515). Deferred taxes provisions are shown in the Profit and Loss Account under "Tax on profit on ordinary activities".

The balance of the provision for deferred taxation, which is kept in Euro and amounts to the equivalent of USD 3.805.528 (2012: USD 2.271.675) is shown under the liabilities item "Provisions: provisions for taxation".

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Provision for remuneration	973.241	976.861
Provision for unrealised losses on forward deals (note 2.3.)	83.244	0
	<u>1.056.485</u>	<u>976.861</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2013	3.711.797	46.989.115	26.268
Profit for the year ended December 31, 2012	0	0	27.143.492
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders	0	0	(28.713)
- Transfer to reserves	0	27.100.000	(27.100.000)
Balance at December 31, 2013	<u>3.711.797</u>	<u>74.089.115</u>	<u>41.047</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the same year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 13.989.115 (2012: USD 13.989.115).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2013, the Bank has allocated an amount of USD 3.304.122 to Reserve for Net Worth Tax. As at December 31, 2013, the Bank has an amount of USD 3.304.122 (2012: USD 2.498.676) as Reserve for Net Worth Tax.

Years	2013	2013
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2008	4.081.958	2.900.000
2009	373.035	260.000
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
Balance at December 31, 2013	<u>13.989.115</u>	<u>10.387.294</u>

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2013.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2013 (and December 31, 2012), the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2013	2012
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2.074.772.175	2.358.642.573
Shares and other variable-yield securities	0	1
Shares in affiliated undertakings	7.691.968	841.416
Prepayments and accrued income	10.721.742	9.733.509
	<u>2.093.185.885</u>	<u>2.369.217.499</u>

LIABILITIES

	2013	2012
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	825.519.547	1.359.848.279
Amounts owed to customers	322.891.006	64.998.919
Accruals and deferred income	1.987.230	2.082.110
	<u>1.150.397.783</u>	<u>1.426.929.308</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2013 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with Part XVI, point 24 of Circular 06/273, as amended. As at December 31, 2013, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2.086.710.149 and can be analysed as follows:

	2013
	USD
Loans and advances to credit institutions	2.074.772.175
Prepayments and accrued income	1.213.608
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	10.724.366
	<u>2.086.710.149</u>

NOTE 16 - FEES PAYABLE TO THE AUDIT FIRM

Fees, excluding VAT, charged to the Bank by the audit firm and its respective entire network may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Consultancy fees related to support in the migration of front office system *	616.426	1.333.461
Audit of the Annual Accounts	221.295	188.863
Tax advisory fees	99.485	17.674
Other fees	31.675	25.949
	<u>968.881</u>	<u>1.565.947</u>

Fees are shown on an accrual basis for the financial year.

*This item is capitalised in "Tangible Assets" and amortised over its useful economic life of the front office system.

NOTE 17 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2013, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 923.568.968 (2012: USD 437.770.388).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 18 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>659.342</u>	<u>628.475</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

NOTE 19 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2013	2012
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>2.234.684</u>	<u>2.699.471</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 20 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2013 and 2012:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 21 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2013	2012
	USD	USD
Adjustment of overpayment of Net Worth Tax related to previous years	0	641.327
Income Tax refund related to previous years	0	98.414
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	44.196	115.448
Adjustment for interest previous years	206	1.525
Adjustment for commission previous years	63.368	54.553
Other	35.290	39.022
	<u>143.060</u>	<u>950.289</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2013	2012
	USD	USD
Loss on the sale of fixed assets	0	59.562
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	62.292	106.505
Commission previous years	14.367	8.924
Income taxes previous years	0	5.076
Others operating losses	185.415	1.470
	<u>262.074</u>	<u>181.537</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2013 Number	2012 Number
Senior management	13	12
Middle management	46	40
Employees	70	65
	<u>129</u>	<u>117</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2013 USD	2012 USD
Senior management	<u>3.497.500</u>	<u>2.982.244</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2013 and 2012, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2013	2012
	USD	USD
Rent and related expenses	993.513	931.110
Telecommunication expenses	358.762	323.068
Professional fees	688.726	507.823
Data charges	1.150.094	908.267
Maintenance	951.587	730.507
Travelling, moving, business trips	238.482	184.210
Service fee	3.473.334	3.922.478
System cost	4.509.983	5.690.050
Service contracts	3.199.045	2.753.442
Other expenses	884.058	821.848
	<u>16.447.584</u>	<u>16.772.803</u>

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2013	2012
	USD	USD
Corporate Income Tax	4.382.732	5.222.638
Deferred Corporate Income Tax (note 11)	1.100.619	461.297
Municipal Business Tax	1.311.952	1.606.035
Deferred Municipal Business Tax (note 11)	330.627	131.218
	<u>7.125.930</u>	<u>7.421.188</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2013	2012
	USD	USD
Net worth tax [*]	29.488	0
VAT	1.539.239	888.807
Other taxes	41.363	39.030
	<u>1.610.090</u>	<u>927.837</u>

^{*}This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 EUR (USD 29.488).

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2013, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

On September 25, 1989, all credit institutions in the Luxembourg banking sector became members of the non-profit making association "Association pour la Garantie des Dépôts, Luxembourg" ("AGDL").

In accordance with the Law of April 5, 1993, as amended by the Law of June 11, 1997 and the Law of February 18, 2009, the sole object of AGDL is the establishment of a mutual guarantee scheme covering deposits made by customers of member credit institutions ("the Guarantee"). The customers covered by the Guarantee include all depositors who are physical persons, whatever their nationality or country of residence. Also covered by the Guarantee are small companies constituted under the law of a Member State of the European Union, whose size is such that they would be permitted to draw up abbreviated accounts pursuant to Article 35 of the Law of December 19, 2002 on commercial companies, as amended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

In the event of insolvency of a member establishment, the AGDL protects all cash depositors by guaranteeing the reimbursement of their deposits up to the amount of EUR 100.000 or its foreign currency equivalent. All currencies are protected without distinction. No depositor can receive more than this sum, regardless of the number of accounts or deposits held in the sole or joint name of the depositor with the same credit institution.

The Law of July 27, 2000 stipulates that banks must also belong to an investment Guarantee scheme. This additional Guarantee covers the reimbursement of claims resulting from investment transactions up to the amount of EUR 20.000.

The total amount of the Guarantee will in no case exceed EUR 120.000 per customer (EUR 100.000 deposit guarantee and EUR 20.000 investor compensation) represents an absolute figure and cannot be increased by any interest, or any other amount.

As at December 31, 2013 (and December 31, 2012), the Bank had not accepted any deposits from physical persons and had not to set up any provision in recognition of any potential liabilities under the Guarantee.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

NOTE 30 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

30.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	2013 6.4	3 months	2013 6.4	> 3 months 1 year	2013 6.4	> 1 year 5 years	2013 6.4	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD		USD		USD		USD		USD
FINANCIAL ASSETS									
Instrument class									
Cash on hand	564		0		0		0		564
Balances with the BCL	301.441.748		0		0		0		301.441.748
Loans and advances to credit institutions	2.054.331.814		422.000.000		0		0		2.476.331.814
Loans and advances to customers	1.123		0		0		0		1.123
Shares and other variable yield securities	0		0		0		3.416		3.416
Total	2.355.775.249		422.000.000		0		3.416		2.777.778.665
FINANCIAL LIABILITIES									
Instrument class									
Amounts owed to credit institutions	841.603.737		0		0		0		841.603.737
Amounts owed to customers	1.826.491.962		0		0		0		1.826.491.962
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	659.342		0		0		0		659.342
Guarantees and assets pledged as collateral security									
Total	2.668.755.041		0		0		0		2.668.755.041

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

As at December 31, 2012, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² / ₆₄ 3 months	²² / ₆₄ > 3 months ²² / ₆₄ 1 year	²² / ₆₄ > 1 year ²² / ₆₄ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	530	0	0	0	530
Balances with the BCL	20.570.036	0	0	0	20.570.036
Loans and advances to credit institutions	2.120.186.225	474.000.000			2.594.186.225
Loans and advances to customers	2.797.179	0	0	0	2.797.179
Shares and other variable yield securities	0	0	0	3.269	3.269
Total	2.143.553.970	474.000.000	0	3.269	2.617.557.239
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.362.647.387	0	0	0	1.362.647.387
Amounts owed to customers	1.159.659.186	0	0	0	1.159.659.186
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	628.475	0	0	0	628.475
Guarantees and assets pledged as collateral security					
Total	2.522.935.048	0	0	0	2.522.935.048

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

30.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² / _{6.4} 3 months	²² / _{6.4} > 3 months ²² / _{6.4} 1 year	²² / _{6.4} > 1 year ²² / _{6.4} 5 years	²² / _{6.4} > 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.377.746.707	0	0	0	2.377.746.707	36.206.106
Swaps	305.460.353	6,889,750	0	0	312.350.103	1.988.280
Total	2.683.207.060	6.889.750	0	0	2.690.096.810	38.194.386
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.418.760.790	0	0	0	2.418.760.790	36.344.488
Swaps	395.764.821	0	0	0	395.764.821	693.763
Total	2.814.525.611	0	0	0	2.814.525.611	37.038.251

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2013 and a value date after December 31, 2013.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

As at December 31, 2012, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² / ₆₄ 3 months	²² / ₆₄ > 3 months 1 year	²² / ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.620.942.374	0	0	0	1.620.942.374	43.014.918
Swaps	158.712.254	0	0	0	158.712.254	297.963
Total	1.779.654.628	0	0	0	1.779.654.628	43.312.881
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.661.342.460	0	0	0	1.661.342.460	43.066.474
Swaps	639.189.905	0	0	0	639.189.905	472.554
Total	2.300.532.365	0	0	0	2.300.532.365	43.539.028

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2012 and a value date after December 31, 2012.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

30.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2013 Carrying amount in USD	2012 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	301.442.312	20.570.566
EU member countries	301.442.312	20.570.566
Loans and advances to credit institutions	2.476.331.814	2.594.186.225
EU member countries	343.710.530	23.522.872
North & Central America	1.171.519.975	1.728.179.977
Asia	955.164.323	842.443.179
Europe, non-EU member countries	4.698.921	1.111
Australia and New Zealand	1.238.065	39.086
Loans and advances to customers	1.123	2.797.179
EU member countries	0	2.789.221
Asia	0	7.913
North & Central America	1.123	45
Shares and other variable yield securities	3.416	3.269
EU member countries	3.416	3.269
Total	<u>2.777.778.665</u>	<u>2.617.557.239</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

30.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2013, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2013 Notional/ payable amount in USD	2013 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	964.798.775	12.853.476
America	1.412.947.932	42.417.807
Swaps		
EU member countries	312.350.103	1.022.356
Total	<u>2.690.096.810</u>	<u>56.293.639</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2013

- continued -

As at December 31, 2012, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2012 Notional/ payable amount in USD	2012 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.160.894.108	23.217.882
Asia	12.316	246
America	460.035.950	9.200.719
Swaps		
EU member countries	158.712.254	3.174.245
Total	<u>1.779.654.628</u>	<u>35.593.092</u>

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

発行価格の4.32%(税抜4.0%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

<訂正後>

発行価格の3.24%(税抜3.0%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。

第二部 ファンド情報

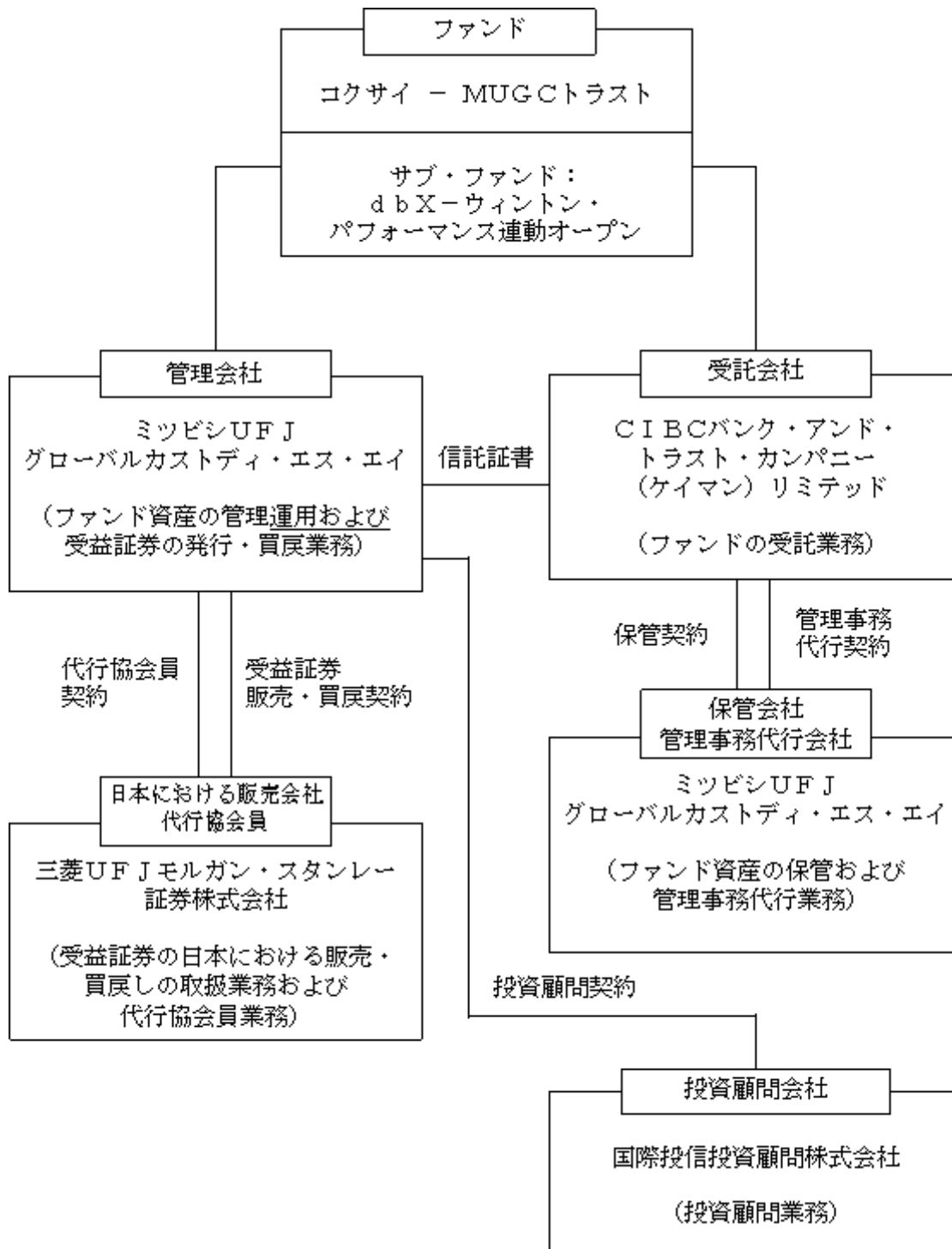
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成23年7月26日付で投資顧問契約 ^(注3) を管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成23年8月1日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注4) を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 平成23年8月1日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結（平成24年2月23日付で改訂済）。同契約は、受益証券の日本における販売・買戻しの取扱業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

(中略)

(八) 資本金の額（平成26年2月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

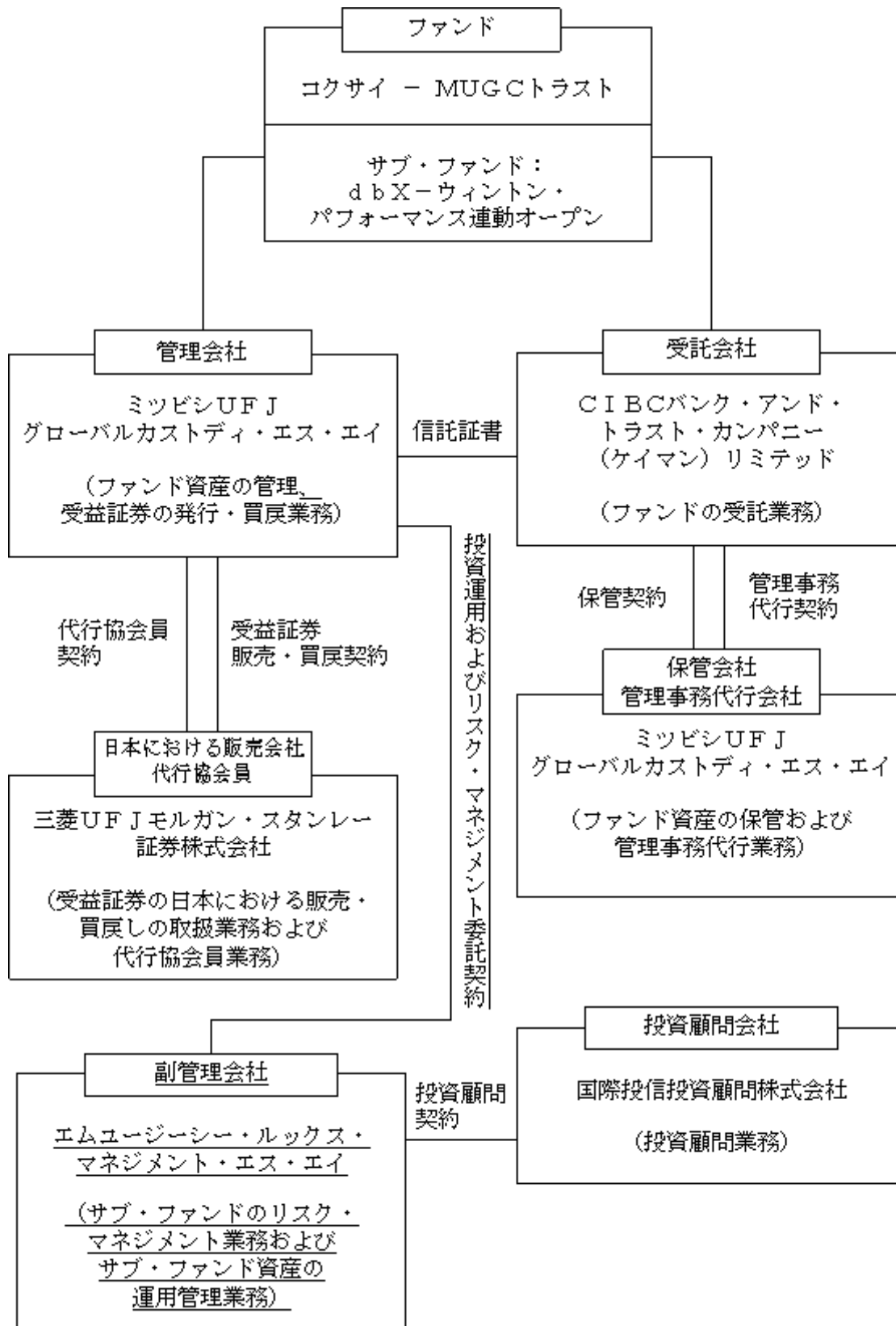
管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(後略)

< 訂正後 >

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
エムユージーシー・ ルックス・マネジメント・ エス・エイ (MUGC Lux Management S. A.)	副管理会社	平成26年7月18日付で投資運用およびリス ク・マネジメント委託契約 ^(注3) を管理会社 と締結。同契約は、サブ・ファンドのリス ク・マネジメント業務およびサブ・ファンド 資産の運用管理業務について規定している。
国際投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	平成26年7月18日付で投資顧問契約 ^(注4) を 副管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務 について規定している。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成23年8月1日付で管理会社との間で代行 協会員契約 ^(注5) を締結。同契約は、代行協 会員業務について規定している。 平成23年8月1日付で管理会社との間で受益 証券販売・買戻契約 ^(注6) を締結（平成24年 2月23日付で改訂済）。同契約は、受益証券 の日本における販売・買戻しの取扱業務につ いて規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

(注3) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務の提供を約する契約である。

(注4) 投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、副管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、受益証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

(中略)

(八) 資本金の額（平成26年5月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注) 米ドルの円換算は、便宜上、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 101.66円）による。

(後略)

(6) 監督官庁の概要

<訂正前>

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく「投資信託」の定義に含まれ、したがって、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(b)に基づき登録されている。かかる条項に基づき、ファンドは、ケイマン諸島における主たる事務所として免許を受けた投資信託管理者(ファンドの場合には受託会社)の事務所を指定しなければならないが、ファンド自体は、免許を取得する必要はない。代わりに、受託会社は、ファンドのプロモーターが十分な評判を有し、ファンドを管理するために十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつ、ファンドの業務および受益権の勧誘が適切な方法で行われることを認めることが要求される。受託会社は、受託会社、管理会社またはファンド(場合による。)がミューチュアル・ファンド法またはその他の法律に違反して行為しているか、支払不能となっているか、またはファンドの債権者もしくは投資者を害する方法で行為していると信じる理由がある場合、CIMAに対して報告しなければならない。

(後略)

<訂正後>

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく「投資信託」の定義に含まれ、したがって、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(b)に基づき登録されている。かかる条項に基づき、ファンドは、ケイマン諸島における主たる事務所として免許を受けた投資信託管理者(ファンドの場合には受託会社)の事務所を指定しなければならないが、ファンド自体は、免許を取得する必要はない。代わりに、受託会社は、ファンドのプロモーターが十分な評判を有し、ファンドを管理するために十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつ、ファンドの業務および受益権の勧誘が適切な方法で行われることを認めることが要求される。受託会社は、受託会社、管理会社、ファンドまたはサブ・ファンド(場合による。)がミューチュアル・ファンド法またはその他の法律に違反して行為しているか、支払不能となっているか、またはファンドの債権者もしくは投資者を害する方法で行為していると信じる理由がある場合、CIMAに対して報告しなければならない。

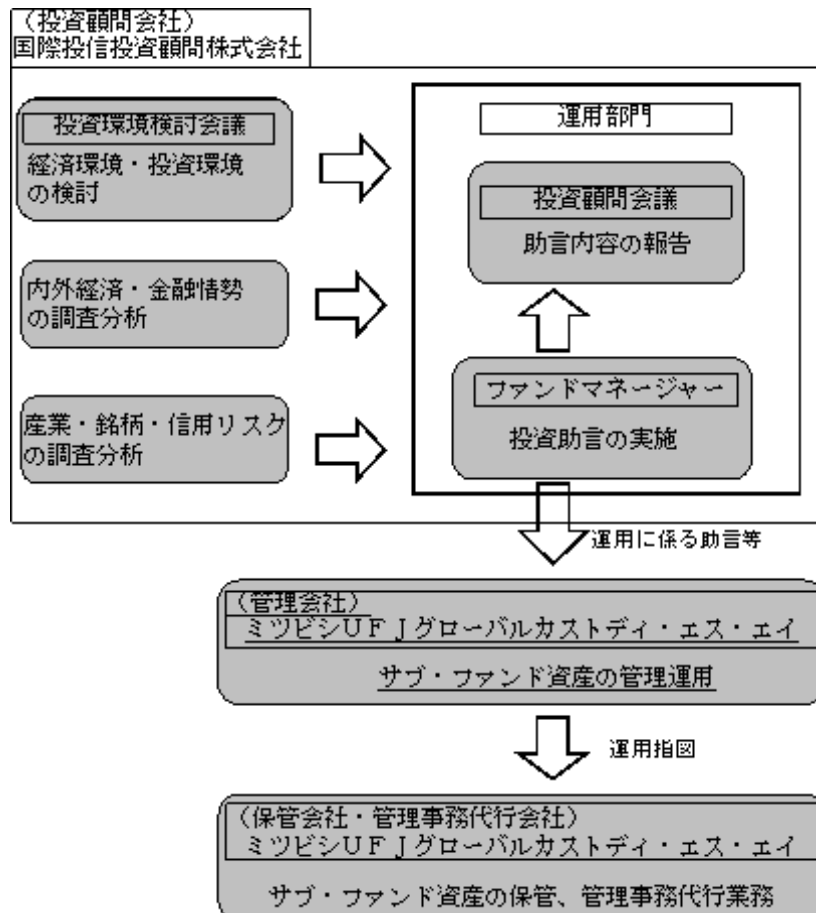
(後略)

2 投資方針

(3) 運用体制

< 訂正前 >

管理会社は、投資顧問契約を締結し、投資顧問会社は、管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産の保管会社・管理事務代行会社に対して運用指図を行う。

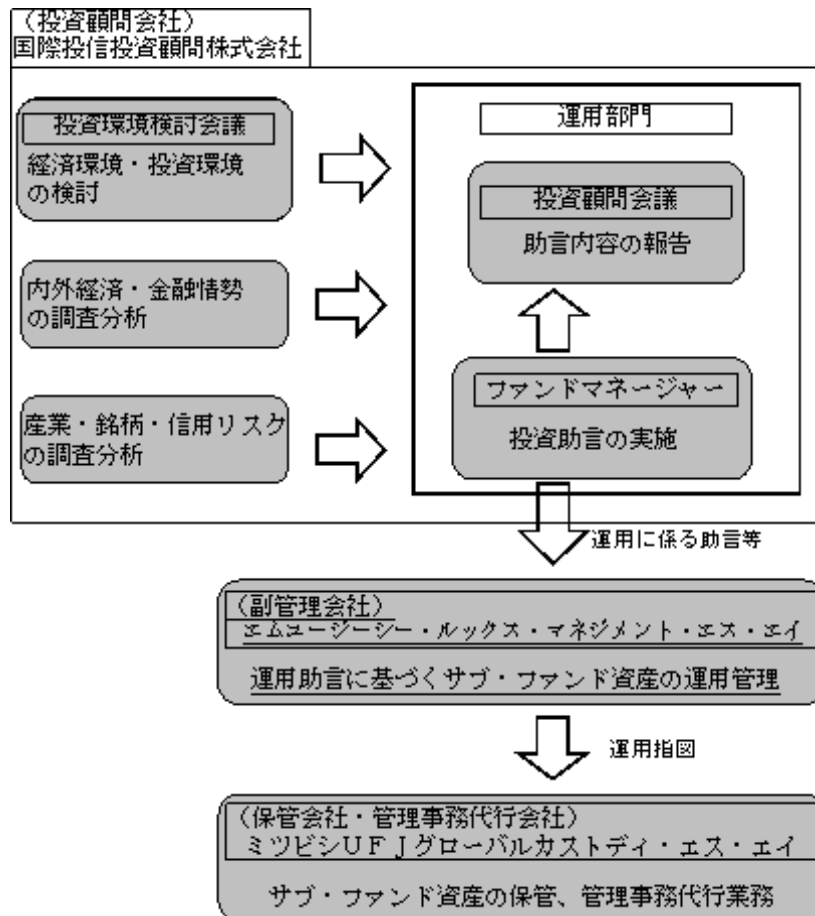


投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月1回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

< 訂正後 >

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社がサブ・ファンド資産の運用管理を行う。副管理会社は、投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結し、同契約に基づき、投資顧問会社は副管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。副管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産に関する運用指図を行う。



投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
投資顧問会議	原則として月1回投資顧問会議を開催し、助言内容の報告を行う。

3 投資リスク

(2) リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

管理会社は、管理事務代行会社からの情報を元に、投資制限の遵守状況のモニタリングを定期的に行っている。

< 訂正後 >

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、更に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

< 訂正前 >

海外における申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）発行価格の4.0%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

日本国内における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の4.32%（税抜4.0%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

< 訂正後 >

海外における申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）発行価格の3.0%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

日本国内における申込手数料

（日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り）発行価格の3.24%（税抜3.0%）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

(3) 管理報酬等

< 訂正前 >

（前略）

管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

管理報酬（副管理報酬を含む。）

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領した自身の報酬から、副管理会社の報酬を支払う。

（後略）

（5）課税上の取扱い

< 訂正前 >

（前略）

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドルである。信託証書につき、50米ドルの印紙税が課される。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間4,268.29米ドルである。

(C) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

<訂正後>

(前略)

(A) 日本

平成26年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在の制定法の下において、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本税または印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、手数料は年間約610米ドルである。信託証書につき、50米ドルの印紙税が課された。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する手数料は、現行の料率によると、年間4,268.29米ドルである。

(C) ケイマン諸島および米国外国口座税務コンプライアンス法

ケイマン諸島は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）を実施するために、米国との間で（非互恵的）政府間協定（以下「US IGA」という。）のモデル1（b）に調印している。US IGAは平成26年4月14日に調印され、効力を発生している。ケイマン諸島は、英国との間で同様の政府間協定（以下「UK IGA」といい、US IGAとあわせて、「IGA」という。）に調印しており、さらなる政府間協定が予定されている。IGAを施行するケイマン諸島の規則が平成26年7月4日付で発行されている。本規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島情報局」という。）はIGAの適用に関する指針を発行する見込みである。IGAおよび授權法を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「FI」という。）は、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足する者として取り扱われ、したがってかかるFIは、FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力口座を解約する必要はない。

US IGAは、FIを「報告FI」または「報告外FI」のどちらかに分類する。当初の段階から、すべてのケイマンのFIは、報告外FIとしての適格要件を満たさない限り、報告FIとなる。報告外FIの分類は、US IGAの別紙2において特定されている。報告FIは、（ ）米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で「外国金融機関（FFI）契約」を締結することを義務付けられず、（ ）ID番号（Global Intermediary Identification Number）を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、（ ）口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているかを識別するために投資者に対するデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、かつ、（ ）ケイマン諸島税務情報局に対してかかる特定米国人に関する情報提供を行うことを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換する。報告外FIは、かかる要件を課せられないが、30%の源泉徴収税の課税を免除されるために、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して源泉徴収代理人に対して提出することが必要である。

FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項および関連規則に従い、ファンドへの支払またはファンドによる口座保有者への支払に対して課されないが、ファンド、ファンドの投資者ま

たはそれ以外の口座保有者が、FATCAもしくはUS IGAに基づく義務を遵守しないか、または、FATCAおよび/もしくはUS IGA(適用ある場合)に基づくファンドの義務に関してファンドに課される可能性があるそれ以外の義務を遵守しない場合には、この限りではない。ファンドが源泉徴収に服するか、または源泉徴収を義務付けられる場合、かかるFATCA源泉徴収税は、一般的に、関連する支払の30%の料率となる。

ケイマン諸島は、また、英国との間でUS IGAと概ね同様の内容の別の政府間協定(以下「UK IGA」という。)に調印している。UK IGAは、US IGAと同様の要件を課しているため、ファンドは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」という。)との間で当該情報を交換する。ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」という。)に対する同様の報告体制を導入するために、US IGAおよびUK IGAと同様の追加的な政府間協定(以下「追加的政府間協定」という。)を第三国との間で締結する場合がある。

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされる。

- () ファンド(またはその代理人)は、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含むが、これらに限られない。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがある。
- () ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがある。
- () ファンド(またはその代理人)は、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録する際に、また、かかる規制当局が追加的な照会のためにファンド(または直接その代理人)に連絡してきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがある。
- () ファンドは、ファンドがケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられることがある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができる。
- () 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、ファンドは、かかる行為がファンドによる法令遵守違反またはファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。
- () US IGA、UK IGAもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するためにファンドによりまたはファンドのために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、ファンド(またはその代理人)に対する請求権を有しないものとする。

(d) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売

< 訂正前 >

管理会社は随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家（後記「適格投資家」の項を参照のこと。）による買付けにつき異なるクラスの受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、ファンドの追加的なサブ・ファンドおよび受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

（中略）

申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）発行価格の4.0%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

（中略）

マネー・ロンダリング防止手続

（中略）

受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）は、申込者の身元を確認するために必要な情報を申込者に要求する権利を有する。ただし、受託会社（または受託会社のために行為する管理事務代行会社）が、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（2010年改訂）（随時修正および改正される。）（以下「マネー・ロンダリング規則」という。）に基づき例外が適用され受託会社が納得しているという特定の場合を除く。各申込みの状況により、以下のいずれかの場合には身元の詳細な確認を要求されない場合がある。

（後略）

< 訂正後 >

管理会社は随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家（後記「適格投資家」の項を参照のこと。）による買付けにつき異なるクラス（各クラスはファンドの1つのサブ・ファンドに帰属する。）の受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、ファンドの追加的なサブ・ファンドおよび受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、管理事務代行会社に買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

（中略）

申込手数料

（日本における販売会社が放棄しない限り）発行価格の3.0%（税別）を上限とする申込手数料（受益証券1口当たり）が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

（中略）

マネー・ロンダリング防止手続

（中略）

受託会社(または受託会社のために行為する管理事務代行会社)は、申込者の身元を確認するために必要な情報を申込者に要求する権利を有する。ただし、受託会社(または受託会社のために行為する管理事務代行会社)が、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則(2013年改訂)(随時修正および改正される。)(以下「マネー・ロンダリング規則」という。))に基づき例外が適用され受託会社が納得しているという特定の場合を除く。各申込みの状況により、以下のいずれかの場合には身元の詳細な確認を要求されない場合がある。

(後略)

(2) 日本における販売

< 訂正前 >

(前略)

申込単位は、100口以上1口単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

(日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り)発行価格の4.32%(税抜4.0%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

申込単位は、100口以上1口単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

(日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り)発行価格の3.24%(税抜3.0%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

(後略)

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

< 訂正前 >

(前略)

買戻し請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻し代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとして疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻し代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻し代金の支払を拒絶することができる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

買戻し請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻し代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるFATCAまたはマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとして疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻し代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻し代金の支払を拒絶することができる。

(後略)

3 資産管理等の概要

(5) その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

< 訂正前 >

(前略)

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授けられた代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更される。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合に変更される。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

(後略)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(3) 役員および従業員の状況

< 訂正前 >

(平成26年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	
磯村 尚賢	マネージング・ディレクター	昭和63年 平成25年	三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行
服部 努	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和61年 平成22年2月	株式会社三菱東京UFJ銀行入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行

<訂正後>

(本書の日付現在)

氏名	役職名	略歴	
磯村 尚賢	マネージング・ ディレクター	昭和63年 平成25年	三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行
倉部 正士	デプティ・ マネージング・ ディレクター	昭和63年 平成26年3月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ入行

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

- (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(中略)

(ロ) 事業の内容

(中略)

受託会社は、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法の条項に従い、信託業務を行う免許を有する信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、投資信託管理者の免許を取得している。受託会社は、世界中の個人および法人の双方の顧客のために受託業務を提供している。

- (2) 国際投信投資顧問株式会社（「投資顧問会社」）

(中略)

- (3) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

(後略)

<訂正後>

- (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(中略)

(ロ) 事業の内容

(中略)

受託会社は、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法の条項に従い、信託業務を行う免許を有する信託会社である。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に従い、投資信託管理者の免許を取得している。受託会社は、世界中の個人および法人の双方の顧客のために受託業務を提供している。

- (2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）（「副管理会社」）

(イ) 資本金の額

平成26年7月2日現在、7,375,000ユーロ（約10億2,018万円）

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の
仲値(1ユーロ=138.33円)による。

(ロ) 事業の内容

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。副管理会社は、平成26年7月2日頃に、AIFMDを施行する、2013年7月12日法に基づくAIFMとしての許可をルクセンブルクの金融監督委員会から受領する予定であり、AIFMDに基づくAIFMとしての業務を提供する。

(3) 国際投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

(中略)

(4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)
信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) 国際投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務ならびに代行協会員としての業務を行う。

<訂正後>

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)
信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務を行う。

(3) 国際投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

- (4) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)
受益証券の日本における販売および買戻しの取扱業務ならびに代行協会員としての業務を行う。

3 資本関係

<訂正前>

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

<訂正後>

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。また、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社および国際投信投資顧問株式会社の最終的親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

[次へ](#)

第3 投資信託制度の概要

「第3 投資信託制度の概要」は以下の内容に更新されます。

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268

米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(下記第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が(ミューチュアル・ファンド法で定義される)マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず(MF4様式)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2013年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定められた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託

管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2013年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2013年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

- () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2013年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと

- () C I M A から指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類を C I M A に対し提出すること
 - (b) C I M A の承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M A の書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M A の承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者について C I M A がとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M A が第8.10項による措置を執った場合、C I M A は、グランドコートに対して、C I M A が当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任により C I M A に発生した費用は、管理者が C I M A に支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報を C I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内または C I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成して C I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を C I M A に対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後 C I M A が特定する情報、報告書、推奨を C I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないと C I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、C I M Aがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) C I M Aがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2013年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法(2013年改訂)およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則(2013年改訂)の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。
- 14.8 保管会社
- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資法(2011年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、

ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

[次へ](#)

第5 その他

別紙A

< 訂正前 >

定義

代行協会員 日本における代行協会員としての地位を有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。

豪ドル オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。

(中略)

EU加盟国 欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。

(中略)

英文目論見書 募集に関連し随時発行される、ファンドの受益証券の英文の目論見書をいう。

投資顧問会社 投資顧問会社としての地位を有する国際投信投資顧問株式会社をいう。

(中略)

指定時刻 ルクセンブルグ時間午後1時をいう。

サブ・ファンド コクサイ - MUGCトラストのサブ・ファンドであるdbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープンをいう。

(後略)

< 訂正後 >

定義

代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
<u>A I F M</u>	<u>A I F M Dで定められた意味を有する。</u>
<u>A I F M D</u>	<u>オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいう。</u>
豪ドル	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
	(中略)
EU加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、 <u>クロアチア</u> 、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
	(中略)
英文目論見書	募集に関連し随時発行される、ファンドの受益証券の英文の目論見書をいう。
投資顧問会社	国際投信投資顧問株式会社をいう。
	(中略)
指定時刻	ルクセンブルグ時間午後1時をいう。
<u>副管理会社</u>	<u>エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイまたは副管理会社およびファンドのAIFMとして任命されるその他の者をいう。</u>
サブ・ファンド	コクサイ - MUGCトラストのサブ・ファンドであるdbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープンをいう。

(後略)

三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2013年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成される三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイの2013年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人

パートナー

2014年3月12日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2013 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 12, 2014

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。